独立開業に関する認識

開業2年目編

居酒屋を開業した 夫を支える 妻の観察実務日記 税務署から「ご存知ですか消費税の届出!」とする手紙と消費税の各種届出用紙が届いた。

内容は、「3月に出した17年度の確定申告によると、売上が一千万を超えてるようだから、19年度分は課税事業者になると思われる。よって同封のチェック表で確認して、課税事業者に該当することが分かったら、一般課税にするか簡易課税にするか検討して届出してね」というものだ。

ついに来たかという感じ。

過去何回か消費税について調べているから免疫は出来ているが、ちょっと気が重いな。

ま、放置しても仕方がないし、早めに対処したほうが良いとアドバイスも貰っているのでちょっ くらやってみるか。

まず「消費税の課税事業者に該当するかどうかのチェック表(一般用)」からだな(この裏は不動産所得のある方用)。

あ、なんだ、これは簡単そうだ。

17年度の総収入金額から消費税が課税されない収入金額を引くだけじゃん。何が総収入に該当して、何が課税されないのか書いてるし。

課税されない収入とは、家賃収入、事業用地の譲渡収入、身体障害者用物品や社会保険診療の収入、図書券やビール券、切手などの販売収入か。

当然うちの収入は飲食店経営の収入だけだから、確定申告した金額そのまんまってことだな。

2006.07.01 Sat

基準期間、つまり17年度の課税売上が一千万を超えるから、やはり課税事業者に該当か。

ってことは「消費税課税事業者届出書」を出さなくてはならないんだな。

ちなみに一千万円以下なら同封の「消費税課税事業者届出書の提出に関する回答書」を提出する 必要がある。

なおこの用紙は、納税地の異動や法人設立、個人事業の廃止をした場合には出す必要がある用紙だ。

さて、同封された届出書は2種類ある。それぞれ2通あり提出用と自分で持つ控えってことなの だろう。

全ての届出書の適用開始課税期間と基準期間は印字されていた。

前者が19年1月1日~19年12月31日、後者が17年1月1日~17年12月31日。

この期間に関する考え方がどうもなじめないので、こうして既に数字が埋めらていると助かるなと思った。

まずは「消費税課税事業者届出書」。

こちらは全く問題ない。個人事業者なら尚更で、納税地欄に自宅住所を書き、屋号、氏名、総売 上高、課税売上高、生年月日だけで良いようだ。

2006.07.02 Sun

「消費税課税事業者届出書」を書くのはとても簡単だった。さて、問題は「消費税簡易課税制度 選択届出書」を提出するかどうかだ。

「ご存知ですか・消費税の届出!」というタイトルの裏面に「課税事業者に該当される方へ」と 書かれた案内文がある。

これには一般課税と簡易課税の違い、簡易課税届出書について、簡易課税制度を選択される方へという内容で、消費税に関する基礎の基礎というか、必要最低限なるものがわかるようになっている。

簡易課税とは簡易と書かれているくらいだから、一般課税(たしか本則課税ともいう)、つまり 簡易課税を選択しない場合と比較して容易に納付する税額が計算できる方法である。

これには課税売上に対して、「みなし仕入率」という業種別に異なった所定の割合をかけて、すでに支払ったと"みなす"消費税を割り出してから、納める消費税を算出するもの。

飲食店業は第四種事業に該当し、みなし仕入率は60%である。

と、すると、お客さんから預った消費税である売上の5%の40%を納めるってことになるはず 。

ってことはもし課税売上が1050万の場合、20万を納めなければいけないってことだよね。

これがうちの店の場合、一般課税を選択した場合と比較したうえで得なのか損なのか検討して、 簡易課税にするのか否か決めるわけだ。

2006.07.03 Mon

ただ、一度簡易課税を選択すると2年間は変えられないし、今年中に届出を出す必要がある。

その判断基準になる最大の問題は、いつの消費税をいつ納めるかってことだ。

課税事業者に適用開始になるのは19年度からである。

つまり未来を予測、もう少し具体的にいうなら、来年、再来年の消費税課税対象になる出費がどれだけあるか予測して、有利な方法と思われる方の選択を迫られているということなのだ。

今判断できる材料は、17年や18年の実際に支払った消費税とみなし仕入率から計算した消費税でありこれを比較する。実際に数字があるのだから簡単に答えは出るだろう。

でもでも、この時に簡易課税を選択した方が得だったとしても、19~20年度に設備投資や2 号店準備なんてことで、たくさん消費税を支払う予定があるなら、簡易課税でない方がお得って 場合もありえるってことなんだよね。たぶん。

なんだかこれでは簡単に答えが出せそうにないけれど、今現在はどうなのかをとにかく調べてみよう。

<u>消費税パーフェクトガイド.com –シミュレーションできる消費税専門サイト–</u>さんで調べてみた。

今年1月から6月までの残高試算表をもとにシミュレーションしてみたところ、簡易課税にした方が3万円ほど少ない納税ですむと算出された。

半年分で3万円とすると、1年で倍の6万円になったりするのだろうか。

もしそうなら、20年12月までに100万円を超える大きな買い物をしなければ、簡易課税の 方が有利だってことだ。

でもやはりもうちょっと年末に近い日で計算したい。あと半年も経てば店の状況だってガラリと変わっているかもしれないのだから。

2006.07.04 Tue

さて、一般課税にするか簡易課税にするかの選択は今しばらく先送りにするとして、選択した結果によって何が変わるのかメモしておこう。

一般課税にする(簡易課税の届出書を出さない)場合、2つの要件がある。

1つ目は課税仕入等の事実を記録した帳簿の保存。

もうちょっと具体的にいうなら、本体価格とその消費税をその都度記録する税抜き方式というの だろうか、その方法で帳簿をつける必要があるということだ。

帳簿ソフトの設定が必要だったり、何の支払が課税・非課税なのか把握している必要がある。

これも昨日のサイトコンテンツである<u>消費税の課否判定と仕訳《課否判定について》</u>が頼りになると思う。

そして2つ目が消費税がかかる買い物等の事実を証する請求書や領収証等の保存を7年間することだ。

一方簡易課税を選択した場合は、個々の取引、つまり売買がどの事業区分に該当するのか区別して記帳保存する必要がある。

もしこれをしないとどうなるか。それは、仕入率の低い方が適用されてしまうようだ。

例えば飲食店と小売業をやっていた場合、区分して記帳保存していれば小売業の取引のには80%のみなし仕入率が使えるのに、飲食業の60%が適用されてしまうということなのだ。

2006.07.05 Wed

消費税の届出書に同封されていた「記帳指導の希望アンケート」を見てみよう。

記帳を自分で出来るのか、どこかに依頼するのか、記帳指導が必要なのかというアンケートである。

無料で受けられる記帳指導を希望する場合、個別指導、会場で個別、説明会方式、会計ソフトと 4種類ある。

説明会方式以外は随時申込ができるが、このアンケート、希望する指導方法の優先順位を4つも 書かされることから、早い者勝ちというか、受けられる人数の枠が少ないのかもと思った。

それぞれの指導方法は一覧表にまとめられている。

例えば個別指導の場合、税理士さんが自宅や事務所に3~5回来て実際の取引について指導して くれる。

指導人数に限りがあるとのことだから税理士さんが最も忙しい時期の12月から3月は倍率が高いのではないかと思う。じっくり教わりたいならすぐに申込んだ方が良いのかもしれない。

これ以外は指定された会場に赴き民間の指導機関が5~6回程度指導してくれるようだ。日程は 指定された日時の中から都合の良い時間を選択できる(説明会方式を除く)。

記帳ってお店なり会社なり個々必要用件が違う。

講習会に使われるような一般的な例で教わっても本当に聞きたいことが聞けるのだろうか。大体の感じしか掴めないような気がする。

その程度なら書籍やネットでいくらでも調べられるし。ま、出席したことないのでこんなこと書くべきじゃないのかもしれないけれど。

2006.07.06 Thu

一周年記念サービスキャンペーンが終わった。

初日、2日目は盛況だったものの、さすがに3日目はぐっとお客さんの来店数が減った。

昨日や一昨日の半分以下の売上、昨日の半分以下の来客数だった。週末が控えているし、中休みといったところか。

先週からずっと異常だと思えるほど忙しかったので、やっと楽になったという感じらしい。

キャンペーン中であることを知らずに来店したお客さんが結構いたとのこと。店の前に貼り紙で もしておけばもっと多くの人が来たのかなと思う。

また、逆に連日通い、さっと来てさっと帰るお客さんもいたらしい。だから余計に忙しかったことだろう。

期間中の客単価は千円程度、テーブル単価は普段より千円から二千円程度低かった。これが薄利多売ってことだな。

1杯目サービスを知っているお客さんにもそうでない人にも、必ずサービスですとアピールするようにしたとのこと。

こういうの、夫にしては珍しい。見りゃぁわかるだろ的な発言が多い人だからだ。

さて、このサービスの後援者は酒屋である。一周年記念としてビール数樽とサワーベースを寄贈 してもらったのだ。

同業者から聞いたところによると、こういう寄贈は年2回まで受けられるらしい。

教えてくれた人は、1周年記念の時の他に、販売促進として駅前でチラシを配った時に協力して もらったと言っていた。

それを聞いた夫は、貰うだけ貰って(サービス)やらなきゃウハウハだとあこぎなことを言っていた

2006.07.07 Fri

開業当初から働いてくれていたホールの女の子が、今日を最後に退職した。

飲食店で働くのが本当に合っている子で、重要な戦力だったし、頼りになるお姉さん的存在だったから、店にとって色々な意味で打撃が大きい。

でも体調に関わることなので、致し方ない。

彼女はお客さんをたくさん持っていて、今日が最後の出勤ということで多くの人が店に来てくれたようだ。

去年留学するので辞めた女の子の時以上に良い雰囲気だったのではないかと思う。

というのも、今回は彼女がお客さんとたっぷり話せるように、余分にホールに人を入れていたからだ。

今日は月末の金曜日であり、フリーのお客さんも結構いたし、大繁盛といえる日だった。

実際今までで一番の売上を記録した。

件の彼女は忙しいのが大好きなので、最後を迎える日がこんな日で本当に良かったと思う。

2006.07.28 Fri

国民生活金融公庫総合研究所からアンケートが届いた。昨年新規開業による借入れをしたからだと思う。

開業にまつわる各種データや様々な金融機関が出しているデータの出典元データはこうやって集められているんだなぁ。

このアンケート結果は「新規開業白書」という出版物にまとめられるそうだ。

昨年のアンケート結果の概要である「<u>2005年度新規開業実態調査(平成17年12月21日)(PDFファイ</u>ル218KB)」によると約8,800社のうち3割弱が回答したと書いてあった。

夫ならこれが義務であってもやらないだろうと思われる。

設問が34あり、ちゃんと答えるならちょっと調べないとわからないこともあったりする。いや 、経営者ならそういう数字もちゃんと頭に入っているのかな。

設問内容は、1事業の概要、2経営者本人について、3開業の経緯、4創業支援サービス、5開業費用、6経営の状況だった。

また、回答内容について訪問や電話で詳細を尋ねられることもあるようだ。データを集計して 目立った調査結果に該当する経営者に詳しく話を聞いたりするのだろうか。

各年の調査結果そのままを鵜呑みにすることは出来ないが、ひとつの客観的な視点として、頭の 片隅に入れておいても良いかもしれない。

このアンケート、借入れを申込む人に対して公庫が知りたいという内容と一致している。

再び借入れを検討するなら、この設問に回答を入れておくのは役に立つかもと思った。 2006.08.03 Thu 過去最高の売上を記録した。営業日数が26日あった影響は大きいが。

昨年も開業直後だった影響もあって(お祝いで来店してくれた人が多かった)、12月に次いで7月は売上が良い月であった。

あ、そうか、今年の7月売上の良さも開業記念の売上なのか。と、いうことは、毎年先月やった イベントをやればピークが年に2度出来て良い波を作れるのかもしれない。

一日の来客平均数も過去最高。開業前にこの人数の平均がとれたらウハウハだといっていた数字 までもうすぐだ。

いや、違うか。この人数を毎月キープできてはじめてウハウハなのだ。たった1ヶ月あったくらいではまだまだだ。気を引き締めなければ。

しかしそれでもたった1年でここまで辿り着けたと喜んでいいのか?それともこれくらいのこと は当然なのか?何せ初めてのことで良く分からない。

単月利益は原価率が上がった分下がったが、31.5%で、ま、良い数字ではないだろうか。

利益に大きく影響している原価率は、5月に原価率が高かったと夫に言ったところ6月に引き締めて7月に目標に戻った感じで28.2%。

先月はどんなことを書いたのかと日記を見返したら、6月の収支は書いてなかった。明日の日記 に書こう。すっかり忘れていた。数字は比較しないと意味がないからな。

人件費は過去最高の数字だが、売上に対する割合は16%をキープ。うちのスタッフは、今日は お客さんが来ないとわかると自分から帰ってくれる。この影響はとても大きいと思う。

小さい規模でやっているからこそできることだ。予想に反してお客さんが来たとしても、この規模なら何とかなるという具合なのだろう。

2006.08.11 Fri

6月の収支を書いていなかったので今日書くことにする。7月の収支をすでに書いているのでちょっとやりにくいが、ま、それは忘れて。

6月は営業日数が26日で、来客人数売上金額共に過去最高になった。今年に入ってから順調に 右肩上がりの数字を打ち出している。

一日あたりの平均売上は、先月に次いで良い。

利益率は過去最高の32.1%。これは原価率を25.5%まで抑えたのが大きく影響している と思う。

5月の原価率が目標よりも高かったので調整したと思われる。それにしてもちょっと少ない気も 。

お酒の仕入を調整したのかもしれない。焼酎の在庫を減らしたのかな。

あ、今更だけど、仕入の科目を食品とお酒で分けても良かったかも。帳簿をつけるのは煩雑になるけれど。

いや、帳簿をCSVにできるんだから酒屋の名前でフィルタをかけて集計できるな。時間をつくってやってみよう。

一般経費で目立つのは、福利厚生費と飲食費も過去最高を記録してしまったこと。税金を払うくらいなら使おうって感じなのだろう。

月の途中でちょっと多いんじゃないかと言ったら、じゃぁいくらなら良いのかと言われてしまった。そういう問題ではないのに。

人件費が15.1%、家賃が9.2%。売上がある一定を超えるとぐんと利益率があがるってことだな。

でも原価率がちょっと低すぎなのが気になる。入力が間違っていないか確認しなければ。

2006.08.12 Sat

今年のお盆休みは定休日とくっつけて3日間休みにした。特に出かける予定もなくだらだらとした夏休み。

去年も定休日とくっつけて連休をとったが、2日だけだった。当時の日記を見ると、次の連休は 年末か~と嘆いていたが、今年はそんな発言はなし。

仕事をしないのはよほど辛いらしい。仕事以外に趣味がないとはかわいそうなことだ。次の連休 は一日だけでもどこか出かける予定を作ってあげようと思ったくらい。

私が夏休みを9日取ったことを羨ましいと言っていたが、実際にそんなことになったらかなり苦しいのではないかと思う。夫にとって連休とは3日が限度のようだ。

今回のように休むのに疲れた連休を終え、ウキウキした状態で仕事に行くのは、店のために良いのかもしれない。

8月に入ってから売上がだいぶ落ち着いた。

先月の反動が来ているのか、夏休み出費に備えて財布の紐をしめているのか。

去年はどうだったかと珍しく夫が気にしている。調べてみると去年も淡々とした数字をたたき出 していた。

去年と同様の流れだとすると、お盆明けの方が売上が悪い。少なくとも今週いっぱいは暇だと思うよと言っておいた。

2006.08.16 Wed

店主だって人間だから、人の好き嫌いというか接しやすい人とそうでない人、というのがもちろんいる。

うちのようにこんな小さな店でもそういうことがあって、ここ数日の夫は、そのことでちょっと 考え込んでいる様子。

前々から彼とは相性が合わないと言っていたが、そんな思いがだいぶ蓄積されたようだった。

または長く付き合うようになって、お互い遠慮が薄れてしまったのかも。

夫はそのことで私に話をしたいようだが、その手の問題は当事者で解決すべき問題で、状況のわからない人間が聞くと、的外れな返答をしてしまうことが大いにある。

考えを整理するために、当事者でない人に話をするのが有効な場合もあるが、どうも今回はそうではないらしい。

私たち夫婦は人間関係の相談に対して同様の見解、つまり、本当に解決になる実のある話は、当事者にしかできない、と思っているのだ。

その問題の現場を直接見たり聞いたりしていない人間が相談に乗ったところで、一般的な話しかできないという考え。

人間関係の問題は、そのひとつひとつがきわめて特殊なケースである。

似たような悩みであっても当事者の人間性によって導かれる答えは常に変化するものだという認識だ。

その答えとは当事者にしかわからない。

外野にいる人間は口をはさまず、ただひたすら聞き流すことしかできないだろう。

2006.08.20 Sun

お盆休みのときの日記で、お盆明けは売上が悪いと予想したが、実際はどうだったのかと調べてみた。

先月までの勢いはないが、思ったよりは良かった。

平均売上も去年よりは良いし、目標売上をクリアしているから、あまり欲張ってもなぁという 感じ。

来店人数を比べてみても、確実に店の認知度は上がっているように見える。

去年は8月25日に台風があって、今年はそれがなかったから御の字なのかも。

店は駅から離れているが、近所に住んでいる、または、駅やショッピングモール帰りのお客さんが多かった。

子供連れもチラホラ。夏休みで疲れたお母さんが息抜きに来たという感じなのかな。

子供連れでも大丈夫なんだと思われてその手のお客さんが増えているのか、逆に一般のお客さん にはうるさいと思われて客足に影響があるのか微妙な感じがする。

それから今月は日曜日の売上が結構良かった。火曜日なんかより断然良い。

水曜日も悪い印象があるが、水曜日はあちゃ~と目を覆いたくなるような悪い日とあれ?今日はいったいどうしたんだ?と思うような良い日が極端で、平均するとそこそこの数字。

また、曜日別のグラフを見て思ったのだが、他の月に比べて一日の売上の最低金額と最高金額の幅が狭い月であったことがわかる。

淡々としている月なぁと思ったことがちゃんと数字に表れていたのだな。

2006.08.28 Mon

8月はお盆休みを定休日とくっつけて3日とったので、営業日数は25日になった。

来客人数は7月と比べて丁度100人少ないが、7月が異常だったと思える。

そりゃぁ多いに越したことはないのだが、あまり高望みしても…と思ってしまう。なぜならあまり急激に儲けても、その金額にあった使い方がすぐに身につくのか疑問があるからだ。これについては後ほど述べよう。

単月の利益率は20.3%だが、金額にすると先月の半分強にしかならない。ある一定の割合を 超えると、急激に利益が増えることがわかる。

さて、今月利益率が下がった原因は、売上金額が落ちたのはもちろんのこと、福利厚生費と交際 費が多く使われたことにある。

ここ数ヶ月予想を大いに上回った売上があったので、使わなければ税金に取られて損だという思いがあったらしい。それならみんなで楽しく飲んでと、利益還元ということなのかもしれない。 こんなことを6月の収支でも書いていた。

そして、その6月に最高だった飲食費を上回っているのが8月である。このまま増えるのだろうか。まぁ静かに見守っていることにしよう。

これに関連して飲みに行く機会が増えると増えるのが交通費であるタクシー代だ。

原価率は、28.8%。人件費は17.8%、家賃は10.4%と好景気になる直前の3月に似た数字がたたき出された。ピークが終わったということなのだろう。

日々楽しく暮らす手段の一つとして働いているのだし、お金は使うものなのだからどう使われようが、今の状態、つまり法人ではなく個人というか、こんな極小規模である間はこれでいいのかもしれない。

というのも経費を削減してじゃぁ何をするのと問われると、その答えはまだはっきりしていない と思うからだ。

今言えるのは、お金という道具に使われないようにと願うばかりだ。

身の丈にあった儲け方というか、どうしてお金を稼ぐのかということをちょっと考えてみた。雇 われているときとは違った状況になり足場固めということで。

お金を稼いでそれを使うことは良いことである。

じゃぁ何が心配かというと、この順調な状態が続くはずはないという気持ちがあるからだろうか 。

いや、違うな。別に共働きだし、多少売上が下がったところで、慌てるなんてことはないと思う。 もっと厳しい状況を想定して開業したからだ。

であるなら多少お金を使って利益が減ったとしても問題ないはずなのに、8月の収支を見ていて 出費が多いのが気になってしまうのはなぜだろうか。

理由はわかっている。経費は抑えて利益を出そうという思想が根付いてしまっているからだろう。

だからハタから見ていて利益率が下がると、これで良いのだろうかと思ってしまうのだ。

でも、日々楽しく暮らす手段の一つとして働いているのだし、お金は使うものなのだから、それがどう使われようが今の状態にある間はこれでいいのかもしれない、という気持ちも一方であるのは事実。

経費を削減してじゃぁ何をするのと問われると、その答えはまだはっきりしていないからだ。

夫は二店舗目を持ちたいと思っているようだが今の生活に満足しているようで、まだ具体的にこういう店が面白そうだやってみたいなと思えるほど気持ちが熟してないように見える。

今言えるのは、お金という道具に振り回されないように用心することなのだろう。

2006.09.11 Mon

同業者の方と光熱費の話題になったので、電気代について調べてみた。

支払金額が一番多いのは、どうやら夏のようだ。エアコンにかかる電気代ということだろうと思われる。

店では電力会社と二つの契約をしている。一般家庭と同じ一般電灯の「従量電灯B」と「低圧電力」である。

1月からの電気代の推移を調べると、一般電灯は少ないときと多いときで1万円の差しかないが 、低圧は、2万3千円の差がある。

おそらく低圧電力でエアコンを動かしているということなのだろう。

さて、あらためて低圧電力とは何なのか調べてみた。

おっ!良いことが書いてあるではないか。低圧電力でエアコンを使っている場合、エアコンを使わない月はブレーカを落としておくと良いらしい。

使用量が0kWなら、基本料金が半額になるとは大変魅力的。店がそうなのかわからないが、そうなっているのかどうか調べてみる価値があるだろう。

ついでに、<u>従量電灯</u>も調べてみた。

BがあるのだからAがあるのかと思ったら、あるのはBとCで、前者が一般家庭、後者は家電製品の多い家や大型冷蔵庫のある商店向きと書いてあった。

ということは店はCの方が良いのでは?と思ったが、そういうものではなく、60A以上でないとブレーカーが落ちてしまう場合にCの契約になるということだった。

2006.09.29 Fri

実際のところはよく知らないが、今日は台風が接近していたのだろうか。風、雨ともに強い日であった。

ピークは昼間だったように感じるものの、夕方もそれなりの荒れ模様。

せっかくの金曜日ではあるが、さすがにこの天気では今日の売上は駄目だろうと誰もが高をくくっていた。

ホールの男の子なしでやろうと思っていたぐらいなのに、意外や意外、予想外に売上の良い日であった。

この日の様子を夫にきいたところ、常連中の常連さんが、どうせこんな日は暇だろうと思って来るパターンがほとんどだったそうだ。

要は一般のお客さんが少なければ、店の人間と盛り上がる、は無理でも、普段より多くしゃべれるだろうと期待してということらしい。

夫は本当に居酒屋という商売が向いているのだろう。趣味と実益が一致しているから、店にいるのが楽しいのだと思う。

だから飲みに来るというか、店に遊びに来る感覚のお客さんが多いのかもしれない。

去年なんかはどうだったかというと、開業して数ヶ月でまだまだお客さんが少なかったから、かわいそうな状況の店を思って来てくれた人が多かったように思う。

そういうお客さんは、知り合いも連れてきてくれるので、本当に助かったと思う日が多かった。

今日は誰々に助けられたと、夫が口にしていたのを思い出した。

2006.10.06 Fri

9月は26営業日あった。

例年通り雨の多い月だったが、8月よりは来客人数が多かった。売上は6月とだいたい同じ。

9月後半は火曜日、水曜日に雨が降るパターンで、売上に響いている。しかし、金、土、日で挽回して一週間の売上目標はクリアできた。

今月は日曜日の売上が好調で、去年とは大違いである。

単月利益は、23.7%。接待交際費や福利厚生費は減少したが、自転車や備品の購入、保険料、それから8月の水道光熱費が今年最高で利益率を引き下げた感じ。

夏はやはり電気代がかかる。一般電灯と低圧合わせて7万円を超えた。

それでもまだうちはランチ営業をやっていないので、良いのではないだろうか。ランチ営業の要望は多いが、こう考えるとよほど効率的にやらないと利益には繋がらない。繋がったとしても薄いという予感は拭えない。

原価率は28.6%。ここ3ヶ月は28%台なので、うちの店はこんなもんなんだろう。

あ、法定福利費が計上されている。この科目は労災保険料の事業主負担分を払ったときぐらいに しか発生しないのだから、福利厚生費の間違いだな。

こうやって一覧にして分析するのは、帳簿の確認作業になって良いと思う。

さて、人件費は17%、家賃は9.4%、交際費が5%、ついで水道光熱費が4.4%。

今までも書いてきた割合だが、これら費用の割合は、一般管理費の内訳を占める割合ではなく、 売上に対する割合である。

この数値が小さくなるほど、利益が大きくなるということだ。

2006.10.09 Mon

「キリン樽詰生 品質向上チェック」の点検があった。夫から受け取ったチェックシートの回数 通りなら、開業してから2回目である。

前回は今年の4月下旬になっているから、半年に1回のペースであるのならば、本当は3回目なのかも。

夫はこういうシートはもとより、納品書でさえ捨ててしまうことがあるので、私からするとちょっと信じられない。仕事に関係する証憑の重要性がわかっていないのだろう。

さて、チェックシートをみてみよう。

担当者は前回と一緒であるが、チェックした項目が今回のほうが多かった。今回の診断結果はすべて良好だった。

作業は全般をチェックした後に、調整・補正・修理・交換を実施した箇所にレ点をつけるもので、今回チェックがついていたのは、ディスペンサーとビール品質、樽の保管場所、専用クリーナー、あと、ビールホースを交換してくれたらしい。

ここでふと、具体的にどんな作業をしているのだろうと思った。私は店に出ていないので、この 点検に立ち会ったことがないのだ。

まずこの点検を実施した会社のホームページで仕事の概要を見てみた。

ビールサーバの点検だけでなく、マーチャンダイジング活動、いわゆる自社製品を売るために必要なすべてのこと、をする人でもあるということがわかった。

うちの店はポスターを貼ったり、ポップを置いたりは一切しないので、巡回する人にとっては楽 な相手なのかなと思ったりした。

2006.10.12 Thu

ここ最近パソコンが不調で、インターネットをしていて表示に不具合がある日々が続いている。

やたら遅いし、「ページが表示されました」というステータスではあるものの、表示されていない画像がいくつもある状態になる。

キーボードF5で更新を何度かするとようやくきちんと表示されるといった具合だ。

ページを開くのに時間がかかるだけなら、回線が混んでいるのか、はたまた見たいページのサーバに不具合があるのかとも考えれれるが、どうもそうではなさそう。

CPUの使用率も何かというと100%になることが多く、まるで腫れ物に触るかのように作業をしなければならないことも多々ある状態である。

パソコンに詳しい知人に聞いてみると、ブラウザかパソコン自体がだめなのではないかと言う。

もしくはスペックの割にはOSが重いとか。XPだからそれも考えられる。表示はデフォルトではなくクラッシックにしてはいるが。

このパソコンは2002年11月製だから、古いといえば古い。夫なんかは買い換えればというが、どうも私は簡単に物を捨てられないので気が進まない。

とりあえずできることをやってみよう。ということで、まずブラウザを変えてみたが改善されず 。

としたら、あとはパソコンの初期化かな。で、初期化といえばバックアップである。



I-O DATA HDC-U250 (USB 2.0/1.1対応 外付型ハードディスク 250GB)

を買ったときについてきた、



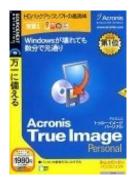
Acronis True Image Personal (税込1980 説明扉付きスリムパッケージ版)

を使ってみることにした。

(明日へつづく)

2006.10.15 Sun

この、ドライブを丸ごとバックアップできる、



Acronis True Image Personal (税込1980 説明扉付きスリムパッケージ版)

にバックアップのコツがいくつか書いてあるので読んでみよう。

まずひとつめが、パソコンが快調な状態でバックアップすること、とある。

今は快調じゃないけど、これで駄目なら普段しているバックアップを使えば良いだけのこと。

どんなものか試してみるということで、とりあえず使ってみることに。

あとは、不要なファイルを削除しデフラグを実行とあるので、そのとおりにしてみた。

ではいざソフトのインストール。

しかしここで問題発生。シリアル番号を入力しても先に進めないのだ。

製品サポートのプロトンのサイトを見てみるが、このときは対処法を探せず。<u>ソースネクストの</u> サポートやSOURCENEXT@OKWaveでも見つからず。

そこで仕方なく普段やっているバックアップをしてから、Cドライブのみ初期化することにした。

去年の夏、不調に陥った時にドライブの初期化は経験済みなので、さくさくできた。

(明日へつづく)

追記:今日の記事にトラックバックしていただいた「<u>簡単!ネットで稼ぐ方法〜無料レポートからのアフィリエイトブログ</u>」さんを見に行ったら、デフラグ(最適化)の便利そうなツールを紹介していた。

2006.10.16 Mon

パソコンが出荷された状態に戻った。

バンドルされている不要なソフトやそれらのショートカットを削除してすっきりさせた。

画面のプロパティのからテーマを「クラッシック」に変更したり、デスクトップを変えて気分を 変えたり。

タスクバーも好みの状態に変更して、いつも使うファイルのショートカットをスタートボタンに配置。

ちょっとしたことだけど、いかに快適にパソコンを使うかということのためには必要なことだと 思う。

パソコンの使い方って決まりきってくるもの。使い込んでいく間、ある不便さを解消していくと 自分流の設定が出来上がるという仕組みだ。

長年使ってきて最適化されきった状態に設定しなおすのは、意外に手間がかかる。その分自分の個性がこのパソコンに注がれたということなのかなどと考えつつ…。

それからセキュリティソフトをインストールして、設定しなおし。こちらの設定状態もひととおり見直した。

次にバンドルされているアクロバットリーダを削除して最新バージョンのインストール。

もし件のドライブまるごとバックアップのソフトを使っていたら、こういう手間が省けたのだろうか。

やっぱりあのソフトを使えるようにしておこう。

今度はGoogleで製品名とプロダクトキーをキーワードにして検索したら、<u>目的の記事</u>が出てきた。こんなに簡単に探せるとは。

このページのフォームでユーザ登録すると、プロダクトキーを再発行してくれるそうだ。

(明日につづく)

2006.10.17 Tue

ユーザ登録はすぐに完了したらしく、その旨のメールが届いた。

プロダクトキーは別メールで知らせると書いてある。数日かかることもあると書いてあったが、 翌日それは届いた。

これでCドライブまるごとバックアップがいつでもできるわけだ。

余裕のあるときにいざというときのための準備をする。

これ、大事。どれだけストレスの軽減になることか。時間だってかなり節約できることだろう。

さて、今回の件で気がついたことがある。

各種ソフトの設定をソフトが推奨する設定にしていたのだが、実はもっと自分の使い方に合った 設定があることを改めて認識したということ。

概ねソフトの推奨とは常に安全側を薦めることが多く、得てしてそれは、それと引き換えに不自由になる部分があるということ。

でもこういうのってある程度パソコンを使ってみてわかることなのかも。

だから今回いろいろと設定しなおして、ちょっと、いや、結構面倒だったけれど、作業環境を改善できた点がいくつかあった。

たとえば自動アップデートという機能。

バックグラウンドで自動的にやってくれるものだけれど、私の、スペックが低めのパソコンに はちょっと負担になっていることがわかった。

この自動アップデートって大抵その日初めてインターネットに接続したときに仕事を始める。

パソコンを使う理由は、インターネットをしたくて使う場合が多々ある。

バックグラウンドといえどメモリは確実に使われているわけで、余力の少ないパソコンにとって 負担になることには変わりがない。

だからこういう自動アップデートの作業は、ちょっと休憩しようかというパソコンから離れた隙 にでもやってほしいな、とそんなことを思ったしだい。

2006.10.18 Wed

今日は過去最低の売り上げを記録した。

たった一組しか来店せず、売上金額は4200円。

別に台風が来ていたわけでも、何かイベントがあったわけでもない。

今月木曜日の売上は確かに芳しくなかったが、いくらなんでもこれは…。

昨日までの過去最低は、去年の10月5日水曜日、やはり一組2名で、9723円であった。

次に悪いのは、同9月7日水曜日の4名、13062円だった。

このときはうちの店だけでなく近隣も駄目だったようで、その日の日記を読み返してみると早仕 舞いしていたと書いてあった。

今日はどうだったのだろう。

うちも若干早めに閉めて、いつもは行けない師匠の店に飲みに行ったらしい。

どうやって帰ってきたのか、帰ってきた時間に私が家に居たのかどうかも覚えていないくらい酔って帰ってきたが、いろいろとためになる話を聞けたとのこと。

この日の売上はどうしたのかというと、翌日分にまわして計上することにして、レジの清算をせずに帰ってきたようだ。

この日の仕入れの領収証も翌日まわしにして、今日は休みだったことにしたわけである。

今週の売上目標の達成はかなり難しいのではないかと思う。

2006.10.19 Thu

「年末調整等説明会案内状及び納付書等」が税務署から届いた。

「給与支払い報告書関係書類は区役所から別送されます」と書かれているので、これが年末調整 書類の第一弾ってことだな。

封筒上部に開封注意と書かれている。

開けてみると、封筒ぎりぎりサイズの納付書が入っているので、本当に注意しないと納付書一枚は駄目にしてしまいそう。

ま、納付書は多めに届いているから、一枚くらい駄目にしても大丈夫そうだけど。

税務署からの封筒は重要で、最低限気をつけなければいけないことが書かれている。

今回は2点で、18年度の定率減税が引き下げられているのと、19年度からの源泉徴収税額表が変更されるので、給与計算ソフトを使っている場合は、バージョンアップしているか確認してくださいと書いてあった。

では中身を取り出してみよう。

まずは納付書。例によって納期特例を申請し受理されているので、それ専用の納付書である。

次に「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」だ。

去年開業届けを出したのが遅かったせいか、去年は送られて来なかったものだ。この時期に届く ものなのだな、やはり。

次は「年末調整等説明会の開催のお知らせ」である。

開催の時間、場所はもとより、出席票兼関係用紙請求書がついていて、事前に必要事項を記入して持参するようになっているようだ。

ここでもらうべき書類を全部そろえれば、後から取りに行ったり、サイトからダウンロードしたりしなくてすむのだろう。

説明会に出席すれば実物の書類を前にして、ちゃんと教われるのだろうし。

(明日へつづく)

2006.10.21 Sat

次は「年末調整のしかた」という冊子である。

冊子冒頭の「昨年と比べて変わった点」くらいは事前に読んで、自分の店に関係する項目だけ印をつけておくと良さそうだ。

関係ありそうなのは、先の封筒に書かれていた要件だけのようだ。あとは去年の日記を見ながら やれば良いかな。

次は「所得税徴収高計算書(納付書)の記載のしかた」である。

各項目の記載要項が今までのこれより詳しく書かれているのではないだろうか。

去年納付書の書き方を確認したくて探したときは、見つけられなかった覚えが。

でも基本的に税務署から送付されてくる手引きなんかは、国税庁のホームページで確認できたはず。探し方が悪かったのかも。

次は「法定調書の提出のためのチェックシート」。

該当する項目にレ点をつけて確認するもの。端から順に確認していけば、何をどうすれば良いかわかるようになっている。

法廷調書を郵送等する場合は、このシートを同封するようにと書いてある。

また、それぞれの項目で疑問点があったら、同封の「給与所得の源泉徴収表等の法定調書の作成と提出の手引き」を見ればわかるようになっていた。

(明日へつづく)

2006.10.22 Sun

「給与所得の源泉徴収表等の法定調書の作成と提出の手引き」の中身をざっと見てみると、去年 これがあったなら…という内容であった。

というのも、去年この手引きが届かなかったのだが、1月になってネットで法定調書なるものを出すということを知り、手探りで情報を集め何とか提出にこぎつけたという経緯があるのだ。

この手引きを見ながらやれば、もっと楽だったのに~と残念でならない。ま、苦労した分だけ身になったのかもしれないけれど。

それとも一度経験したから、この手の手引書がわかりやすく感じるのかもしれない。

ともあれ、去年のファイルが残っているはずだから、それを上書きして使えば今年はぐっと楽だろう。

この日記にそれらのファイルのリンクも貼っておいたと記憶している。あとで確認してみよう。 期日にもだいぶ余裕があるし、今年は慌てたくない。

次は「法定調書の作成に当たって」だ。

薄いけど、前回迷った部分についての留意点が書かれている。この手引きも要チェックだな。

この法定調書も前回使ったエクセルファイルが使えるのだろう。まぁ法定調書については、別に 送られてくる区役所からの封筒を待つことにしよう。

まだ10月だと思っているうちにあっという間に12月になっちゃうんだろうなぁ。確定申告もあるし、取り掛かれることになったらさっさと済ませたいところだ。

2006.10.23 Mon

仕入先から「物流経費一部負担のお願い」という手紙が届いた。

日付を見ると10月吉日と書いてある。こういう書類に吉日とはなんだよぉという思いが頭を掠めたが。

さて、内容は以下のとおりである。

原油価格の異常な高騰によりこれに関連する資材の大幅な値上げ要請が実施されている。

内部努力で吸収するよう努めてきたが、再度のガソリン値上げもあり、吸収できなくなった。

不本意ではあるが、お得意様にも物流費の一部を負担していただきたい、ということだった。

この手の(値上げ)書面をもらうのは初めてのことである。物の値段に織込み済みな場合が多いからだろうか。

この会社は、一回の配送につきいくら負担してもらうと明記してあるのだ。

要はまとめて注文してくださいね、って意味合いもあるのだろう。

この仕入先から仕入れている品物が、まとめ買いできるのなら良いのだけれど。

でもこれをきっかけに多くの人がコスト意識をもって営業するというのは良いことだと思う。

身銭が切られると思えば、努力もできることだろうと想像する。

実施されるのは来月から。

この手紙は取っておくことにして、しばらく経ったら夫にこの話をもう一度することにしよう。

2006.10.24 Tue

また「源泉徴収税額表」が届いた。

先月届いた封筒に同封されているんだからいらないじゃん。だぶって送られてくるのはうちだけじゃないはず。

もったいないなぁ、ほんとに。お金の無駄遣いってやつだよ、まったく。速攻で古紙回収行きだからな。

ま、それはさておき...。

カラーのチラシが一枚同封されていた。

アピールしたいのは、平成19年1月から源泉徴収税額表が変わるってことと、 $e_T = Tax$ の利用が便利です!ということらしい。

もうわかったよう、十分。

で、裏をちらりと見てみると、所得税額及び住民税額についてのお知らせが書いてあった。

ああ、むしろこっちをお知らせしたかったのかもね。

というのは、税金が国税(所得税)から地方税(住民税)へ移し変えられることになったからで ある。

個々の納税者である私たちが負担する税金額の合計は変わらないが、所得税と住民税の割合が変化する、つまり、所得税が平成19年1月から減り、住民税が平成19年6月から増えるということなのだ。

だから、1月にもらう給料が天引きされる所得税が減った分ちょっぴり増えて、わ一いと喜んだのもつかの間、6月に届く住民税の明細を見てその金額にがっかり(びっくり!)という思いを味わうのだろう。

ま、年収自体が変わっていなければ、トータルの負担増減額はプラスマイナス〇な訳だけど。

そういうことを源泉徴収義務者である事業者(会社や店)は、給与所得者(社員・アルバイト)

に周知してくださいということのようだ。

このちらしだけは取っておくことにしよう。

2006.11.03 Fri

今日は土曜日。

夜までずっと雨で風もあり寒かったせいもあるのか、土曜日にしては売上が悪かった。

(土曜日にしては)過去最低なのでは?と夫が言うので調べてみた。

もっと悪い日があったように思いつつ検索してみると、やはりワースト3という結果だった。

2位が去年の8月第三週で今日との差は400円、1位が今年1月第四週で今日との差が5000円だった。

あれ?さほど差がないなぁ。

なんかもうちょっとインパクトのある数字があったはずだけど?と思ったら、4月第2週の金曜日が今日の半分ちょっとという驚きの数字だった。

ま、それはさておき。

11月に入ってからいまいちぱっとしない。

去年の11月も他の月に比べて明らかに売上が良くないので、例年のことになるのかも。

わりとご近所の居酒屋のご主人もそんなようなことを言っていたらしいから、地域的な現象なのかな。

先月まで結構強気だった夫も、駄目だったらもっとこじんまりとできる店をやり直せばいいだけ だよ、なんて言っている。

共働きのおかげでだいぶ貯金もできたので、そう追い詰められた状態でもないのだが、やは りちょっと凹んでるというかさびしそうな感じである。

波があるのは仕方がないことだとはわかってはいるが、なかなか...。

2006.11.11 Sat

今年4月の第2週以来久々に、一週間の平均売上が目標を下回った。

目標より1万円ちょっと低い数字である。

4月はこれより3千円ほど低い数字であった。

去年の11月第2週も目標を下回っていて、こちらは目標より2万円も低い。

やはり11月はキツイ月なのだろう。去年の11月で目標を超えたのは第4週だけだった。

去年の日記を読み返してみると、雇用保険の手続きを初めてしていたところのようで、話題はもっぱらそのこと。

それから時間管理の本にはまっていたようで、その話題もちらほら。

あとはやはり売上が芳しくないということだった。

開業景気の後に突如訪れるといわれる(先輩同業者に脅されていた?)停滞期と呼ばれる売上の 低迷に、やたらとびびっていた様子が伺えた。

メニューを考え直そうかなど、夫が迷っている感じもあったり。11月は落ち着いていろいろ考えられる(考えてしまう)時期なのかもしれない。

さて今年の11月はいったいどうなることだろう。

あ、でも、先月一組しか来なかった日を営業日に入れると、その週すでに売上目標を割ったこと になる。

しかし特異日として休んだことにした。よって今週が目標を下回った週とする。

欺瞞かしら?

2006.11.12 Sun

税務署から封筒が届いた。

何だろう?と開いてみると、「e-Taxの御利用のお願い」という手紙だった。

税務署から書類が届くたびに何かとアピールしてきたが、こうやって単独で書類が届いたのは初めて。

e-Taxの要点や利用開始届けの出し方をカラーや図解入りで説明されている。はじめの一歩といった感じか。

e-Taxは、ここ最近税務署から届いている書類のすべてで推奨され、日を追うごとにそれに割かれている面積が拡大している。

どういうことができるのかというと、税務の申告や納税がパソコン上で完結することができるようだ。

便利だな、と利用しようと思ったが、電子証明書の取得が必須なので躊躇している。

<u>過去の日記</u>にあるとおり一度調べたのだ。

その頃はこんな丁寧な案内がなかったから、具体的な手順を理解するまでに時間がかかったものだ。

最終的に電子証明はお金がかかり、その電子証明も有効期限があるので、2年ほどしたらもう一度取得する必要があったと記憶している。

だから前回の確定申告は確定申告書等作成コーナーを利用してパソコンで作業したが、 e - T a x の利用はしていないので、申告書を印刷して郵送して、納税は自動引落しにしている状態である

今回の案内にはアンケートが同封されていたので、電子証明がネックであると回答して返信した...

従業員が増えていろいろな手続きが増えるなら利用するかもしれない。

しかし、今の零細状態ではそれほど必要は感じないのである。

2006.11.15 Wed

10月の営業日は25日。

本当は26日あったけど、一組しかお客さんが来なかった日は休んだことにしたので、25営業日にした。

......けど、やっぱり26営業日で計算することにしよう。お客が少なかろうが、店を開けた日であることにかわりはないのだから。

おぉ、それでも一日あたりの売上目標は何とかクリア。

来客人数は、1月2月に続いてワースト3で、9月より110人ほど少ない。

しかし、10月のほうが利益率は良かった。

というのも、売上がよろしくなかったので、人件費と交際費を抑えた結果が利益に繋がったのだ と思われる。

人件費は新しくバイトになってくれた人が休みがちで、結果助かったという感じになったように 数字上では見える。

でもホールの人間が少ないせでお客さんに影響がなければ良いのだが、数字だけではよくわからないことだな。

売上がそこそこあっても、お客さんがばらけて入店してくれればさほど問題なさそうに思えるし。

まぁそのあたりは夫がちゃんと考えているだろう。

光熱費の少なさも利益に貢献している。

空調にお金がかからない時期だし、ちょうど水道代の支払いもない月だから9月に比べて4万も 少ないのはでかい。

通信費が9月の倍だ!と思ったら、銀行の営業日の関係で、通常月末に引き落とされる電話代が 10月に繰り越された結果だった。 9月との対比で思ったのは、売上がなければないで、出費も抑えられるものなんだということ。

いや、逆かな?

売上があると気が大きくなって使ってしまうのかも。飲みに行くと立場上出すことが多くなるようだし。

うちみたいな小さな店では、飲み屋の領収証一枚が利益率にそれなりの影響を与える。

それが顕著に出た月であった。

2006.11.23 Thu

そろそろ11月も終わり。

消費税の課税方式を決めなければいけない時期だ。

というのも、去年開業したので、今年が終われば2期が終わり、免税期間の2年が経過してしま うから。

実際には去年6月に開業したので1年半しかないが、個人事業なので強制的に期末が12月になるので仕方がない。

半年ほど前税務署から案内が来ていたのだが、そのときには保留にしていた案件である。

検討するなら1年間に近い売上・経費を比べて決定したいのは当然だろう。

このまま届けを出さなければ本則課税になるはず。

しかし、シミュレーションしてみた結果、簡易課税を選択した方が自分の店にとって有利になるなら、12月31日までに届けを出さなければいけない。

11ヶ月分のデータでシミュレーションしてみれば、来期以降とほぼ同様の結果になると思われ、 損する可能性は低くなるだろう(設備投資や2店舗目開業などの投資がないなら)。

ただ、実際は来年度の消費税に課税されるわけで、あくまでもシミュレーションであることを留意している必要はある。

例のとおり、<u>消費税パーフェクトガイド.com -シミュレーションできる消費税専門サイト-</u>さんで 調べてみよう。

と、思ったけれど、まだ今月の給料計算ができない状況であった。

どうせ調べるなら11月末日現在でやらなければあまり意味はない。

12月になったらすぐにやることにした。

2006.11.25 Sat

年度の途中で退職した人のために、源泉徴収票を作成することにした。

本来なら退職時に渡してあげるのが良いものである。

退職日から1ヶ月以内に渡さなければいけないと年末調整の手引きに書いてあるし。

昨年印刷した源泉徴収票の17年度を18年度と書き換えて、支払った給料と預かっている源泉 税を入力するだけで良いのだから、この時期でなくともできないことはなかった。

しかし、源泉徴収票を作成する手間を考え、他の従業員と一緒に年末調整の時期にやろうと目論 んだ訳だが、渡す手間を考えるとやはり退職時の方が楽だったなのかなと思う。

次の勤め先で年末調整をしたい人は、早めに源泉徴収票を欲しがるものだしね。

よし、次からはそうしよう。

さて、過去の日記から該当する記事を探すかな。

ブログ内検索で「年末調整」と入力して、昨年お世話になった<u>安部会計事務所</u>さんのサイトを見つけた。

あ、そうか。退職者の分は年末調整するわけじゃないから、ここで計算しなくても良いのだった。。

さっき自分で書いたとおり、「給与の総支給額」と「徴収済み源泉税額」だけ(彼女はバイトなので社会保険料は天引きしていないから)源泉徴収票に書けば良いのだから。

ま、計算はせずとも<u>このページ</u>の下のほうにある「Excel源泉票 平成18年版 ver1.0」をダウンロードして使わせていただこうっと。

追記:

この記事についたトラックバックが、損害保険の控除について書かれたいた。

今年まで今までどおりで来年から変わるので、気をつけたいところ。

税務署から「消費税等説明会の開催のお知らせ」が届いた。

17年度の課税売上が1千万を超えてしまったので、来年19年度から課税事業者になってしま うからだ。

そこで税務署が該当者を対象に記帳方法や消費税の仕組み、経理処理等に関する説明会を開いてくれるという趣旨であった。

12月平日の1時30分から2時間を予定しているようで、結構時間をとっているなぁという 気が。

みっちり教えてくれるのかしら?でも、ま、私は昼間仕事だからそんな時間に行けるはずもなく、関係ないのだけれど。

あ、そうだ。そろそろ会計ソフトを探さなければいけないな。

というのも、<u>現在使っている会計ソフト</u>は消費税未対応のソフトなのだ。

導入前、シェアウェアだったからどうしようかと悩んだのだけれど、とってもシンプルで、何より開業前の膨大な領収証をサクサク入力できる使い勝手が気に入って1年半ほど使った。

前年度の帳簿も簡単に見ることができたから、何かとまごつくことの多い年度変わりのときも 楽だった。

そうそう、なんといってもCSV出力ができたから、エクセル一覧表とか作って分析するのに 役立ったなぁ。

このソフトもあと1ヶ月ちょっとでお別れ。

同作者が作っている消費税対応のソフトもあるにはあるのだけれど、取引(仕訳)数が少ない事業者をターゲットにしているから、うちではちょっと使い勝手が合わないのである。

残念だなぁ。

2006.11.30 Thu

来年度から消費税対応の会計ソフトに変更しなければならない。

以前何度か分からない仕訳があって検索をかけたときに、お世話になったブログがあった。

そのブログ管理人である会計事務所の方が無料の会計ソフトを公開していて、それを使わせていただこうかなと考えている。

それがこちらの無料会計ソフト(加藤かんたん会計)公式サイトにある。

他にも候補がないわけでもないが、こちらのソフトは青色申告を前提にしているので、うちに合っているのではないかと思う。

しかし実は他のソフトと違うところというか、ちょっと面倒だなと思うところがある。

それは毎月月末になるとソフトをアンインストールして、再度ダウンロードしなければならないらしいのだ。

利用者が月末一斉にダウンロードしにいって不具合はないのかしらと思わないこともないが、とりあえず使ってみなければわからないことも多いし、試してみることにする。

他にも注意が必要な点はないかと「はじめに必読」を読んでみると、コンピュータ名に英数以外の文字を使っていると動かない場合があると書いてあった。

そこで、キーボードの「ウィンドウズキー」を押しながら、「E(い)」を押してエクスプローラを開き、「マイコンピュータ」を右クリック。

「プロパティ」を選択し、「コンピュータ名」のタブをクリックして「フルコンピュータ名」を 見てみると、大丈夫、英数文字だけだった。

ちなみにこのタブ内の「変更」ボタンを押すと名前を変更できるようだ。

(明日へつづく)

2006.12.03 Sun

(昨日のつづき)

このページ、たくさん注意書きがあって一見読むのは大変そうであるが、各々利用する立場によって読むべきところは限られている。

ただ、不動産用、法人用、個人用の3パターン全て並べて書かれているので、文字数が多く見えるだけなのだ。

実際のところたいした量ではない。自動でダウンロードできれば、半分は読まなくて良さそうだし。

でも、何かあったときのために、そういえば…、という程度の記憶に残しておくためにもざっと読んでおいたほうが良いと個人的には思う。

次にマニュアルを読んでみた。

勘定科目の設定は、青色申告決算書に合わせてあるので、うちの場合、去年の青色決算書を見て 勘定科目を追加すれば良いだろう。

それからこのソフト、複合仕訳はできない。

しかし、今現在使っているソフトも複合仕訳はできないのでまったく問題ない。

消費税対応か否か選べるソフトであるが、個々の取引仕訳の判断は自分で考える必要である。

課税取引であると自分で判断すると、自動的に5%を計算してくれるというわけだ(と思う)。

もしわからなければ、、<u>消費税パーフェクトガイド.com –シミュレーションできる消費税専門サイ</u> <u>ト</u>–さんで調べてみよう。たしかいくつか事例が載っていたはず。

もしわからなければ、税務署に聞けば良いのだ。時期を選べば親切に教えてくれるし。

(明日へつづく)

2006.12.04 Mon

(昨日のつづき)

それから、誤作動するとすぐに強制終了してしまうそうだ。

でも、データはきちんと残っているので気にしないでと書いてある。

慣れないうちはつい強引な使い方をしてしまって、強制終了を連発させてしまいそうだな。ゆっくり扱ってあげなければ。

こちらのソフトは月次推移表を見ることができるので良いのだが、年度の途中の3ヶ月を見たい場合であっても、1月から順に表示させなければならない。

その仕組みはちょっと面倒かも。

でも、どうせ月に1~2度程度しか見ないはずだから、ま、いいか。

Q&A質問集もざっと読んでみた。

こちらも重要なことが書いてあるな。後であわてないためにも、実際使い始める直前に読み返したほうが良さそうだ。

また、初心者用のテキストがあって、こちらは本体のソフトよりダウンロード数が多い人気のテキストらしい。

あいにく自分のパソコンにはワードが入っていないので確認できないが、イラストが多くてわかりやすいそうでだ。

こちらの会計事務所ではブログもやっていて、実務に即した記事が載っている。

実際私も何度かお世話になり、このソフトを知ったのも実はそちらのブログが検索に引っかかったのがきっかけである。

特定の仕訳を確認したいなど目的の記事を探すにはちょっと不便だけれど、役に立つ記事がある ことは間違いない。 時間を作って知識を得たいものである。

2006.12.05 Tue

相変わらず水曜日の売上がよろしくない。

いや、売上金額がどうとかというレベルではなく、お客さんがぜんぜん来ない曜日という認識が できつつあるのだ。

先日の水曜日がまさにそれで、この日に来店した常連さんに「せっかくいい店を見つけたのに潰れるなんて困る」みたいなことを言われたらしい。

店が暇なときに来るお客さんというのは、だいたいそんな日に限ってくるので、忙しい日だって あるのを知らない場合が結構あるという。

気を使ってお金を落としてくれるのが感じられてありがたいのだが、流行っていない店と思われるのはどうも…と夫が言っていた。

去年の日記では、水曜日に限って雨が降る確率が異様に高くて、そのせいかお客の入りがさっぱりだったと書いてあったような気が。

でも今回、天気は関係なさそうだけど思い過ごしもあるかもしれないから、ちょっと調べてみようか。

WeatherEyeのメニューに「お天気データベース」というのがある。これはカレンダー形式で過去のお天気が表示されるので、一目瞭然だ。

うーん、やはり10月11月の水曜日は、ほとんど雨は降らなかったようだな。

天気は無関係ということがわかったところで、水曜日というのはどれくらい売上が悪いのか、調べてみることにした。

いつものとおり、数字から何か見えるかもしれない。

(明日につづく)

2006.12.06 Wed

(昨日のつづき)

<u>売上週計表</u>に売上などを記録しているのだが、形式が月別で1シートだからちょっと加工しないとわからないな。

売上金額などが入っている欄を縦に全部つなげて、「データ」→「フィルタ」→「オートフィルタ」で売上だけ抽出しようと思ったら、空白の行があるから意図したとおりに動かない。

うーん、こういうときはエクセルじゃなくてアクセスがいいなぁ。

ともあれ、空白の行を削除して平均を出してみると、隠れている行も計算されてしまう。

これでは駄目だから、「編集」→「ジャンプ」→「セル選択」→「可視セル」→「OK」。

この状態で右クリックでコピーして別シートに貼り付け。

そこで改めて関数の「AVERAGE」でやっと思い通りに。

結果は火曜日が一番低い数字。次いで600円の差で水曜日で、意外にも一番悪いのは火曜日であった。

人数も同様に出してみると、一人差で同じ結果だった。

次に昇順で並べ替えて何万円台がどれだけの割合を占めているかを色分けして、視覚的に確認するとちょっと見えてきた。

平均を引き下げている売上帯が多いのは、水曜日だったのだ。

水曜日が暇という感覚はここから来るのかもしれない。

2006.12.07 Thu

今週の頭に届いていた「給与支払報告書(総括表)」を開封してみた。

ある従業員の住んでいる区役所からだった。他の区の分は届いていない。

住民税を特別徴収しているかどうかの違いがあるからだろうか。

「給与支払報告書の提出について」を読んでみた。

まず右上に指定番号が書かれている。

これは自分の店(事業所)を識別する番号で、何かこの件について問い合わせをするときに必要な番号なのだろう。

次に書いてあるのは、この給与支払報告書、つまり、源泉徴収票の提出が必要な者の条件だ。

平成19年1月1日現在給与の支払を受けている者と18年度中に退職した者で、提出先は前者が1月1日現在の住所地の役所、後者が退職時の住所の役所である。

退職者分については、18年度の支払給与が30万円以下の場合は、提出を省いていいらしい。

これは知らなかったな。該当する人がいるので、これを活用して楽しよう。

提出は例年通り1月31日。

届いた総括表には支払者、要は事業主の住所や名前が書かれているが、これに誤りや変更があった場合には、赤字で訂正することと書いてある。

その他、連絡先の担当者氏名、電話番号を必ず記入してください、だとか、各項目に対しての注意書きが書かれていた。

今年の1月に提出したのを確認しながら書けば良さそう。過去の日記を探せば出てくるだろう。

(明日へつづく)

2006.12.09 Sat

(昨日の続き)

役所が特に注意してほしいことが赤字で書かれている。

それは、給与支払報告書(個人別明細書)には、1月1日現在(退職者の場合は退職時)の住所 、氏名、生年月日を確認することだ。

これは、従業員に渡す源泉徴収票を正しく作れれば問題ない。

忘れがちなのが、この後に続く摘要欄に記載する要項である。

扶養親族の氏名、続柄や中途就職者の前職分の給与支払者、支払額、社会保険料等を記載することだ。

あんな小さな欄に…と今年初めの日記でぼやいた記憶が蘇る。

前職不明で年末調整しなかった場合は、その旨をこの欄に記入すれば良いらしい。

以降は赤字じゃないけれど、記しておこうか。

会計事務所に依頼する場合は、この総括表を渡すこと。

総括表の提出の際には、個人別明細票を2枚添えること。

今年度の報告要員が0人の場合は、総括表の提出は不要とのことだ。

総括表の他に、役所の住所が書かれたシールが入っていた。

これにも明細の摘要欄に扶養親族の氏名、続柄、中途退職者の前職分の加算額、支払者をご記入 くださいと書いてある。

これらのことが記載されていないことがよほど多いのだろう。

あとは、特別徴収者と普通徴収者の仕切り紙と19年度住民税の主な改正点が書かれた紙が入っていた。

営業日数は26日。

人数は10月より30人ほど少なかったが、月の売上額はあまり変わらず。

単月利益はガクッと落ちて19%。

理由は原価率が31%に上がったのと、交際費が多かったのが原因だと思われる。

原価率は何が増えたのか調べてみた。

うちは居酒屋なので、食材と酒類二つに分けられる。

今までのパターンからすると、月末に酒を大量に仕入れたのが原因であることが多い。

良い機会なので、酒類が1ヶ月どれほどかかっているのか確認してみることにした。

前から一度やろうと思っていてやったことがなかったことである。

まず、11月の総勘定元帳の仕入をCSVファイルにして、摘要が酒屋になっているのを抽出し、金額を把握。

10月も同様に算出したら、やはり酒類の仕入れの分、原価率が上がっていたことがわかった。

11月は仕入れの53%、売上の16%が酒の仕入れである。

同様に10月は45%、12%。

さて、こうなってくると9月も気になるところ。

9月は50%、14%で、原価率は11月より1.5%ほど多かった。

このように数字で確認すると、酒の仕入れに連動して原価率が推移していることを確信できる。

現在仕入れは、食材も酒も同じ仕入勘定で仕分けしているが、もしかしたら分けたほうが良いのかもしれない。

次に使うソフトでこれが可能ならそうしてみよう。

2006.12.16 Sat

さて、昨日の日記で利益率の半分近くが下がった原因が、酒の仕入れであることがわかったことを書いた。

残りはといえば、一般管理費である。

10月と比べ売上に対する比率が軒並みアップしているので、利益率が下がっているのも当然である。

10月より経費がかかっていないのは、通信費と事務用品費。

通信費はおそらく引き落とし日(銀行営業日)のずれでないかと思う。

事務用品日は、10月に伝票などをまとめ買いした分、11月の出費が少ないのではないだろうか。

11月の費用のうち、大きくアップしたのが接待交際費である。

10月の2倍近い数値なので、10月の反動が11月に現れたと見て取れなくもない。

売上の7.8%を占め、今年度では8月についで高い数値である。

ダイエットをしていたわりに痩せないと言っていたが、この飲食が原因ではないだろうか。

人件費は17.5%で、これも8月についで高い数値である。

こうして見ると、どうも8月と費用のかかりかたが似ているように思われる。

売上が夏に比べて下がってはいるが、これでも開業前に想定していたより良い数字なので、税金 に持っていかれるくらいなら使おう、還元しようということなのかな、年度末を前にして。

同業者の方が良く来てくれるので、御礼のつもりで行くとか言っていたし。

あれ?それは12月になってからだったかな?

2006.12.17 Sun

税務署から「源泉所得税の納付期限のお知らせ」が届いた。

このはがきは、<u>6月の日記</u>と同様、特例納期が承認されている事業所に送られてくるもので、今回はその後期分のものだ。

文面は前回と同じで、日付が違っているくらい。

このはがきが到着したのも、日記によるとちょうど半年前になっているので、6月と12月の第3月曜日に届くものと思われる。

さて、今回は、18年7月から12月に支払った給与のうち、預かっていた源泉所得税を19年 1月22日までに納付するというスケジュールだ。

今月は年末調整もあるので、忘れずにまとめてやらないとな。

個人事業は、法人と違って年度末も重なるため、なんだかやることが多く感じてしまい気ぜわ しい。

取り掛かってしまえばそうたいしたことではないのだが、お知らせが届いてから実際にその作業に取り掛かれるようになるまで時間が空くので、うっかり忘れやしないかと気になってしまう。

思い立ったらすぐというか、気持ちがフレッシュなうちにやりたいというか...。

でも締め切りはもっと先なのだから、いまから慌てなくてもまったく問題ないのだけれども、性分だからしかたがない。

2006.12.18 Mon

税務署から電話がかかってきた。

日中2回ほどかかってきたようで、2回目に留守電にメッセージが入っていた。

夫はそのとき家にいたらしいのだが、電話に出なかったとのこと。税金のことなので、下手に出てもわからないと思ったようだ。

内容は、消費税の届出について電話がほしいということだった。

伝言に残っていた番号にかけてみると、「17年度の年収を拝見させていただきましたところ、 課税事業者になられるので届出を出してほしい」ということだった。

「本則課税で良いので、届出は不要なのでは?」と回答したところ、「課税事業者であるという 届出が届いていない」とのことだった。

あっ、簡易課税にするかどうかもう一度検討してから出そうと思っていたから、そうか、事業者 届けも一緒に仕舞ってしまったのか。

「確認して出します」と答えて電話を切った。

書類を捜さなければ。仕掛かり中のファイルじゃないファイルに仕舞ったので、すっかり忘れていたのだ。

届いたまま一式クリップで綴じでファイルされていた。

住所や名前だけは書いてある。あと何をするのか、日記を見て仕上げよう。

...というほどでもないな。

今年3月に出した確定申告書にある売上金額を書いて、事業内容をそのときと同じ飲食店経営と 書いておしまい。

もう一枚にも同じように書いて控えにして、いつ出したかもメモ書きして、ファイルしておこう

そういえば、消費税をどの程度納めるかシミュレーションもまだしてなかったなぁ。

2006.12.19 Tue

先日の日記のとおり、税務署から「課税事業者の届出を出してくれ」という催促がきたので、合わせて簡易課税にするか否かの決定もしなければならない状況である。

<u>消費税パーフェクトガイド.com –シミュレーションできる消費税専門サイト</u>–にある「簡易課税 シミュレーション」で今日までの売上を入力して、どれだけ納めることになるか予測してみた。

うちは飲食店の売上のみなので、第4種飲食店業の欄に今日までの売上累計を入力してシミュレーションボタンを押すだけ。

算出された消費税納付額をメモした。

ちなみに、もし複数の業種を営んでおり、そのひとつが全体の75%を占めていると控除される 金額が変わる仕組みになっているようだ。

次は「原則課税シミュレーション」。

うちは、税込みで帳簿をつけており、飲食店のため100%消費税がかかる売上であるので、「 税込み・95%以上」をクリック。

もし消費税を預からない売上や土地の売却があってよくわからない場合は、「判定」をクリック して確認すれば良いようだ。

さて、一般費用や支払利息、購入した備品の代金、固定資産台帳を確認して今年の減価償却額などを入力してシミュレーションして出た金額をメモして比べてみた。

(明日につづく)

2006.12.22 Fri

(昨日のつづき)

簡易課税と比べると、原則課税のほうが52,000円ほど多く納めなければならないという結果になった。

もし来年再来年と同様の収支であるなら、簡易課税を選択したほうがお得ということになる。帳 簿も楽だし。

しかし、同様の収支で2店舗目の準備をすることがあるなら、支払う消費税が増えるはず。

その場合、どれくらい納める税金が変わるのか調べてみることにした。

たとえば今の店より小さい規模にして、600万円の投資をしたとしたらどうなるのか。

すると先ほど算出した本則課税の約半分になった。

では、もうちょっと規模を大きくして900万円の設備投資をしたらどうなるだろうか。

すると先の600万の場合の約半分の税額になった。

こういう結果がでるとやはり原則課税を選択したほうが良いと思うのは当然だろう。

まぁ、これは今年度の収支を基準にした結果であるから、来年もっと利益が出たり逆に赤字を出 したりしたら、結果は変わってくる。

そう、簡易課税と原則課税の差があまりないことから、2年以内に設備投資をしなかったとしても、利益が今より下がれば、原則課税を選択していたとしても損にならないかもしれないのだ。

そんなことを夫に伝え意見を聞いたところ、それぐらいの差ならと 簡易課税の届出は出さない ことに決まった。

2006.12.23 Sat

従業員に賞与を出すことになった。

夫はキリのいい数字でいくらと決めているようだが、それが妥当かどうか私なりに確認してみようと思う。

まず、去年と比べて業績が上がったのかどうか。

当然上がっているから夫も賞与を出そうと決めたのであるが、それがどれだけの金額になったのか数字を出してみた。

去年賞与を算出するときに参考にした方法で今年も計算してみることにした。

まず、1日平均の売上目標額に営業日数を乗算して、今年度の売上目標額を算出する。

次に今年度の売上総額を営業日数で割り、1日平均の売上額を出す。

目標と比べて、どれだけ差があるか確認。

思ったより良い数字であった。

さて、売上目標と今年度の売上との差額を出し、これの何%を従業員へ還元するのかというところが問題である。

去年算出したシートを流用しているので、この何%の部分が11%になっているのだが、驚いた ことに夫の提示した金額が、算出された金額にとても近い数字なのだ。

かなりびっくりである。

さて、参考までによそはどうなんだろう。

業種も違えば規模も違うので、こういうのは参考にならないのだろうが、念のため確認してみた。

(明日につづく)

(昨日のつづき)

<u>キャリア戦略研究所の年俸制や賞与について</u>では、外資系ではどうなのかということが書いてあった。

また、<u>日経ナビのボーナス調査</u>にも記事を見つけたが、業種で違うのはもちろんのこと、調べた企業の平均年齢によっても結果が大きく変わる。

相場と一口に言っても、やはり一概にどうこう言える問題ではない。

それぞれの組織で従業員が納得できる方法で算出しなければいけないのではないかと改めて思った。

ちょっと横道にそれるが、賞与にかかる社会保険料の節約についての記事を見つけた。

まだ今回程度のボーナスではさほど影響はないけれど、一般の会社のように何か月分も賞与を払う場合、うまくやってあげると従業員の手取りが増えるというわけだ。

でも読んでみると、大概月給に加算するケースがほとんどで、利益を還元する意図をもってボーナスを出すなら、この方法はうちにはちょっとそぐわないかなと思った。

別枠でもらってこそ利益還元という実感がでるのではないだろうか。

あるコンサルティング会社が推奨する成果配分賞与も勉強になった。

(明日につづく)

2006.12.28 Thu

(昨日のつづき)

さて、金額が決まったところで、実務である。給与ソフトを使って、明細を作らなければ。

去年はごく僅かな金額だったので、税金も保険料も引かずに支給している。

しかし今回はちゃんとやってみよう。

うちは、Mon Systems さんのフリーウェア簡単給与30人を使わせていただいている。

決算賞与のボタンを押して金額を入力。

はて?対象月未入力というメッセージが。これはどういう意味だろう。

このままでは源泉税をどうすれば良いかわからない。

タックスアンサーにある賞与に対する源泉徴収で正しい手順を確認しよう。

ああ、なるほど。

対象となる月欄は11と入力すれば良いのだな。

これで間違いないのだろうけれど、念のため<u>賞与徴収税額表</u>を確認してみることに。

扶養親族の人数によって乗ずる率が変わるのは普段の給与と同じだが、割合が普段より高い。

だからボーナス支給時は、ずいぶんたくさん取られてしまうという印象があるんだろうなぁと、 この表を見て改めて思った。

あとは従業員負担分の雇用保険料率を前月と同様に入れて印刷しておしまい、と(社会保険は加入していないので)。

わかってみるとずいぶんと簡単だなぁ。

2006.12.29 Fri

本日で今年の営業は最後。

今週はラストスパートといった感じで、かなりの売上があった。

今年最後の顔見せという雰囲気の常連さんが多かったらしく、うれしい限り。

そうやって居酒屋に対して愛着を持つ人がいるというのを、初めて認識したと夫が言っていた。

自分も懇意にしている店はいくつかあるが、今年最後に行ってみようなんて意識したことがないらしい。

節目とかまったく気にしない人だからなぁ。ま、私も人のことはあまり言えないけれど。

今月は忘年会景気の波が2週あった。

12月第2週のいわゆる会社関係の忘年会と、今週の個人的忘年会という感じのものと。

去年は最終週の定休日も営業したが、今年はクリスマスと重なったし、去年思ったほどの効果ではなかったので、結局休んだ。

翌火曜日もぱっとしない売上だったなぁ。

でも去年は去年で営業日が1日増えたおかげで、当然売上は伸びたわけだが。

今年は去年と違って予約が多かったから、それほどガツガツしなくてもと余裕があったのかもしれない。

同じ12月でも、去年の淡々とした12月と違い、12月らしい12月の売上と見て取れる。

ピークは29日の金曜日で、日本酒愛好家のオフ会を除けば、一番のお客の入りだったようだ。

金額はわずかに7月の記録を抜くことはできなかったのだが。

来年もこの調子でお客さんが来てくれればありがたいなぁと思った。

1月はやらなければいけないことが多い。

まず何から手をつけようか…ということで、去年の日記を見て必要なことを箇条書きにして効率 良く作業を進めたいと思う。

このブログの月別表示の「January2006」をクリック。

3 1 日から降順に 7 日分しか表示されない。「next」を何度もクリックするのが面倒だから、 1 日から昇順に 3 0 日分並ぶように設定しなおした。

これで日を追って確認できるな。

さて、やるべきことは大きく分けて3つ。

- 1. 年末調整に関すること
- 2. 償却(固定)資産に関すること
- 3. 決算に関すること

なのだが、何か忘れていることがあるような気がして念のため一昨年の12月の日記を見直して みたら、やっぱりすっかり忘れていることがあった。

それは、「扶養控除等(異動)申告書」を印刷し、従業員に書いてもらい、前回提出時と相違ないか確認することと、棚卸だ。

前者については年末調整(流れ)という日記のとおりに改めてやろう。

人数が少ないからまだ間に合う。

まぁ変動はないと思うけど、明日スタッフに確認してから年末調整はやろう。

棚卸は、まだ一日しか営業していないから、何とかなるだろう。

前回もらった<u>メモ</u>に当てはめて数字を入れてもらえばいいな。

で、次に具体的にやるべきことは、

- ・決算仕訳の流れを確認
- ・10万円以上の備品の仕訳確認
- ・償却資産申告書の作成
- ・「<u>固定資産管理Dx個人事業者版のページ</u>」でソフトのバージョンアップを確認。→ダウンロードしてから更新なし。
- ·源泉徴収票(給与支払報告書(個人別))の作成
- ・給与支払報告書(総括表)の作成
- ・源泉所得税の納付書の作成
- ・法定調書と合計表の作成
- ・青色申告決算書の作成
- ・確定申告書の作成

2007.01.05 Fri

11月に備品を購入したので、その仕訳の確認をすることにした。

過去の日記を見ると、平成15年から18年3月に償却したものが適用できると書いてある。

でも、たしかどこかで延長されたと書いてあった気が。

もうちょっと探してみると「平成18年度中小企業関係税制改正の概要(PDF)」を発見。

このファイルの6ページ目に2年延長されたと書いてある。

ということは、20年3月分までは適用できるということなのかな。

でもやはり最新の情報を確認することが大切。

都税事務所から送付された「<u>固定資産税(償却資産)申告の手引き</u>」を見てみると、7ページに 償却方法と取得価額による申告の一覧があった。

11月に購入した備品は、20万円以上30万円未満にあたるため、国税(法人税・所得税)の 観点からすれば損金に算入できる金額だけれども、地方税(固定資産税)の観点からだと申告の 対象になる。

つまり確定申告するときは損金としてその年度内に償却することも可能だが、固定資産税の届出 は必要ということか。

もし20万円未満だった場合、3年一括償却を選べば、損金にもできるし、固定資産税の申告対象外にもなったということだ。

次に何か備品を買うときは、20万円というのを意識しようと思った。

(明日につづく)

2007.01.06 Sat

備品の申告について理解できたところで、お次は都税事務所から届いた「償却(固定)資産の申告」だ。

中身は、種類の違う申告書がひと綴りになっているので、注意書きのとおり種類別に切り離す必要がある。

まずこれをやらないと、余計なところに余計な文字が写ってしまうのだ。

では早速「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」から。

住所と名前ぐらいしか印字されていないので、以下のとおり加筆。数字は申告書に書かれた項目 番号である。

- 1. 住所 電話番号を記入。
- 2. 氏名 屋号を追記して押印。
- 3. 事業の種目 昨年と同じ飲食店業。資本金欄は個人事業者のため記入せず。
- 4. 事業の開始 開業日を記入。
- 5. この申告に応答する者 私の名前と電話番号を記入。
- 6. 税理士等の氏名 関与していないので記入なし。
- 7. 短縮耐用年数の承認~11. 特別償却又は圧縮記帳 去年と同じく全て「無」に丸。
- 12. 税務会計上の償却方法 定率法にしているのでそちらに丸。
- 13. 青色申告 「有」に丸。
- 14. 市町村内における事業所... 店の住所を記入。
- 15. 借用資産 「有」に丸をして別紙のとおりと記入。

この欄にリース会社の名称、住所、電話番号なんて書けないくらいの数と契約しているので、去 年印刷したリース会社一覧を添付することに。

16. 事業所用家屋の... 「借家」に丸。

資産の欄は去年申告したとおり、「1構築物」の前年前に取得したもの欄に金額が印字されている。

構築物は去年減少も取得もしていないので、(二)の欄は印字された金額をそのまま記入。

「6工具器具及び備品」の前年中に取得したもの(ハ)の欄と(二)の欄に、去年11月に買った備品の金額を記入。

「7合計」を記入しておしまい。

(明日につづく)

2007.01.07 Sun

次は「種類別明細書」だ。

所有者の氏名又は名称欄は、氏名と屋号を、年度の欄には19と記入。

その下の(増加資産・全資産用)欄は、去年は初めての申告だったので「全資産用」に丸をつけたが、今年は「増加資産」に丸。

氏名コードは先の「償却資産申告書」の右上のコードを転記。

右上端の欄は1枚のうち1枚目と記入。

行番号 0 1 の資産の種類欄は、備品なので 6 、名称、数量、取得年月日、取得価額を記入。名称は 2 0 文字以内で使える文字に制限があるようだ。

<u>耐用年数</u>は国税と同じで、今回申告する備品は、器具・備品欄のその他家具(接客業用)に当てはまるので、5年と記入。

増加事由は新品取得なので、1と記入し、小計欄にも数字を入れておしまい。

減少資産はないので提出せず。

さて、それぞれの用紙は2枚複写で、提出用と控え用になっている。提出用だけで良いのかどうかよくわからないな。

ただ、手引きに「申告書を郵送される方で控の返送をご希望の場合は、必ず返信用封筒に切手を貼って同封してください」と書いてある。

初めは提出用だけ出そうと思ったけれど、どういう処理がなされて返ってくるか興味があるので、今年は控を返信してもらうことにした。

手引きの後ろにある都税事務所の住所を封筒に書いて、申告書、明細、リース会社一覧、返信用 封筒を封入して投函した。

追記;

提出した申告書の控は、都税事務所償却資産係の収受印が押されて、提出後一週間弱で返却された。

特段何も追記されていないので、来年は控を出さなくても良いかななんて思った。

2007.01.08 Mon

続々と届いた年末調整や償却資産の書類を処理しなければいけないため、それまで保管していた ものと合わせて整理することにした。

その中に納付し忘れている税金があった。

それは、「個人特別区民税・個人都民税(特別徴収分)」。

<u>地方税特別徴収の書類1</u>という日記で滞納しないように気をつけようと書いてあるのに、封筒に 仕舞い込んでいたものだから、すっかり忘れていたのだ。

所得税の特別徴収分のようなお知らせはがきも来なかったし...。

やはり納付書なんかは普段見るファイルに入れておかないと駄目だな。

納付書の期限を見ると12月11日になっている。

6月から預かっていた従業員の住民税6ヶ月である。

期限を過ぎた納付書は、金融機関では扱わないと書いてあるけれど、駄目もとで近所の郵便局へ行ってみよう。

受け付けてもらえなかったら、現金書留で送るか、従業員が住んでいる区の役所へ足を運ばなければいけない。

これはちょっと面倒だな。現金書留はいくらなんだろうかと調べてみた。

小銭が入るから、定形外の100gまでとして560円+現金封筒20円くらいからな。

ただ、これだと損害賠償が1万円までなので、金額に見合った額を確保したいとなると、あと数 十円必要なのか。

足を運んだ場合はバスで往復400円。

それに取られる時間を考えると、送金したほうが良いかなと思ってしまう。

年末調整の実務である。

まずこの日記のブログ内検索で、年末調整に関する記事を表示させて流れを確認した。

次に必要な書類を揃える。

- 1. 給料台帳
- 2. 退職者の年末調整の時に作った源泉徴収票
- 3. 平成18年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
- 4. 総括表
- 5. 税務署から届いた年末調整関係の書類

うちの従業員は扶養家族もいないし、控除する保険もないので添付書類は、なし。

中途入社もいないので、他社の源泉徴収票の提出もなかった。

今年は去年より楽だな。

年末調整の計算は、去年と同じ安部会計事務所さんの<u>誰でもできる年末調整 平成18年版</u> ver1.2を使わせてもらうことに。

それぞれの給料台帳を見ながら、数字を入力して「計算する」ボタンをクリック。

結果が表示されたところで印刷。

このページを印刷するのは、給与台帳と併せて所得税源泉徴収簿のかわりにするためである。

ちなみにwebページをキレイに印刷するには、印刷ウィンドウの中にある「詳細設定」をクリック。

「ページ設定」というようなタブ(メーカによって名称が違うはず)を選んで、用紙サイズをB4、出力用紙サイズをA4に設定すると、右端が切れずに印刷できる。

こちらのサイトで年末調整をするのは2人だけ。

残りのスタッフは年末調整はしないため、次の作業だ。

(明日につづく)

2007.01.10 Wed

源泉徴収票の作成である。

退職者の源泉徴収票を作ったときにダウンロードしたファイルを開く。

まずは、退職した人や2箇所から給料をもらっている人など、年末調整をしない人の分を先に作ることにした。

というのも、このときと同じ項目にしか入力しないので、数字が入っているところに上書きをすれば良いからだ。

ちなみに、11月に作った退職者の源泉徴収票の控は給与台帳にホチキスでとめておいた。

次の作業は、年末調整する人の分である。

「<u>源泉徴収票の作成方法</u>」と「<u>給与支払報告書(個人別)</u>」を見ながら作業した。

摘要の欄には、自社支給月、徴収済み源泉税額、追加徴収額または還付金額を記載した。

次は納付書である。

これも過去の日記にある「<u>源泉所得税の納付書</u>」と「<u>税務署から届いた年末調整関係の書類</u>」に 同封されていた「所得税徴収高計算書(納付書)の記載のしかた」を再確認しながら記入。

すると、以前のやり方に間違いがあったことに気がついた。

人数と年末調整による過不足欄の書き方だ。

結果的には正しく納めているので問題はないのだが。

どういうことかというと、今回の納付書は7月から12月に徴収した源泉税を納める目的のもの。

12月に過不足を還付徴収しているなら、1月に納める特例用の納付書のその欄に書いて良いの

だが、うちの場合、年末調整による過不足は1月の給料分で調整している。

よって、今回の目的からは外れ、次回7月(1月から6月源泉徴収分)の納付書に過不足を書かなければ整合性がとれない。

それなのに、1月に納める納付書のほうに年末調整過不足金額を書いてしまったのである。

(明日につづく)

2007.01.11 Thu

だからもっとも分かりやすくするなら、12月の給料で過不足を還付徴収すればすっきりするのかもしれない。

今年度からそうしようかなぁ。

12月の給料計算までに書類を揃えて、給料計算と一緒に年末調整の計算をする。

できないことはない。

そうすれば1月に納める源泉税が、純粋に7月から12月の預かるべき所得税になって、帳簿も 給与台帳も納付書も時期が一致して気持ちが良さそう。

年度最後の給料日に源泉徴収票を渡してあげれば、1年間にどれだけ税金を払っているのか、し みじみ実感してもらえるのではないかと思う。

とりあえず7月に使う納付書に、今回の年末調整の不足額と超過額を書いて、いつも見るファイルに入れておくことにした。

これなら再度調べる手間が省けて良いだろう。

あとは単純に1月から6月まで預かった所得税を書けば良いだけになるのだから。

また、もうひとつの間違いであった人数の書き方だが、今までその期間に在籍していた人数を書いていたのだ。

納期特例を受けているのだから、1月に給与を支払った人数+2月に給与を支払った人数+3月に…と6ヶ月間の累計を書くべきだったのに、ということだ。

2007.01.12 Fri

印刷した源泉徴収票の右側にある「給与支払報告書(個人別明細書)」の提出作業だ。

まずブログ内検索で、「給与支払」を検索して、日記に書いておいた手順や注意すべき点を確認 。

次は「支払を受ける者」欄に記載された市区町村別に山を作る。

この中で18年中に退職した者で「支払金額」が30万円以下の人の分は提出を省くことができるので、山から除いた。

だから来年からは、これに該当する人の分の給与支払報告書は印刷しないということも可能なんだな。

地方税がまた改正されなければの話だが。

今回提出する市区町村は3つになった。

そのうちひとつは区役所から総括表が届いているので、これから片付けよう。

去年エクセルファイルで保存しておいた<u>給与支払報告書(総括表)</u>を見ながら、空欄の部分を埋めた。

この区役所から送付された総括表の冒頭には「納入書が不要の場合は赤で丸を」と書いてある。

右端下に払い込みを希望する金融機関を書く欄があるから、丸をつけると引き落として続きをしてくれるのかと期待して、今回丸をつけてみた。

先日、特例を申請して半年まとめての納入を承認されているのに、納付書を仕舞い込んでしまい 納付期限を過ぎてしまった経緯がある。

やはり口座振替が便利だよな。

しかも地方税の納付書は銀行や郵便局へ行かなくてはならなくて、コンビニで納められないから 不便だし。 (明日へつづく)

2007.01.13 Sat

さて、この区へ提出する従業員は特別徴収をするので、同封されていた「特別徴収分の仕切り紙」に人数を記入して、総括表と個人別明細書の間に挟んだ。

これでワンセット終了。

残り二つの市区町村は、去年使ったエクセルに年度と提出日などを入力しなおして印刷。

送付された総括表が一枚だったから、総括表とは一枚で良いのかと思ったけれど、その市区町村 専用の総括表を使う場合に限って1枚で良いということらしい。

だから今回もそれぞれの市区町村分に対して2枚印刷して、個人別明細書に添付した。

全ての総括表に印鑑を押して、区役所への封筒を用意。

送付されてきた総括表には、区役所のシールが同封されていたので便利だ。

残りの市区町村はネットで調べて書いて、封入しておしまい。

1月は役所へ送る書類が結構ある。

封筒や切手が余分にあって良かったと思った。

いざ作業を始めて不足しているものがあったら、効率が下がるからなぁ。

今回はたまたま足りたけれど、次回からは事前に確認してから作業しようと思った。

送付しなかった個人別明細書、送付されてきた19年度住民税の主な改正のお知らせ、給与支払報告書提出の注意書きは、住民税関係の封筒に仕舞っておくことにした。

2007.01.14 Sun

「平成18年分 給与所得の源泉徴収表等の法定調書合計表」の提出である。

例によってブログ内検索で「法定調書」を検索。

届いた書類や注意事項、手順を改めて確認した。

まずは送付されてきたチェックシートを使って、提出すべき源泉徴収票や支払調書に何があるか 確認。

有無や作成した・しないにチェックがつけられるので、大変便利だ。

手引きにも提出しなれければならないものとして提出範囲が書かれているが、このシートのほうが断然使いやすい。

該当したのは、不動産の使用料等の支払調書だけであった。

これを先に作ろう。

去年作った支払調書を修正して使うことにした。

過去の日記である<u>法定調書と合計表</u>にリンクしているエクセルファイルは、斡旋手数料も一緒に 報告できるようになっているので、これをコピーして今回はこの部分は消した。

今年は1年分なので、月額賃料×12の金額に修正。

支払調書下のほうにある「署番号」と「整理番号」は、「法定調書の作成に当たって」という手引きの注意書きどおり、「法定調書合計表」の右上に印字された番号を転記して印刷した。

署番号が源泉税の納付書、つまり「所得税徴収高計算書」に印字された税務署番号とは違うので、注意が必要なのだ。

去年はこれを知らなくて、税務署番号を印字しちゃったけどね。

(明日につづく)

次は「平成18年分 給与所得の源泉徴収表等の法定調書合計表」の作成だ。

去年はフリーソフトを使わせてもらったけれど、今回は送付されてきた合計表に手書きすること にした。

提出者欄に自宅住所(納税地を店ではなく自宅に統一している)、氏名又は名称欄に屋号と夫の 名前。

代表者氏名欄に夫の名前を書いて押印。

電話番号と業種目欄には飲食業と書き、この調書について応答できる者欄には、私の名前を書いた。

次は、「1 給与所得の源泉徴収票合計表」欄。

給与台帳と年末調整の計算を印刷した紙を用意して、<u>平成18年分給与所得の源泉徴収票等の法定</u> 調書の作成と提出の手引の17・18ページを見ながら、人数や支払金額、源泉徴収税額を記入 。

うちには役員や年収が500万円を超えるような従業員、また、給与所得者の扶養控除等申告書を提出しなかったため年末調整をしなかった従業員で、支払額が50万円を超える者もキリギリでいなかったので、摘要欄は「該当なし」と記入した。

「2 退職所得の源泉徴収表合計表」と「3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表」「5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表」「6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表」欄の摘要欄にも「該当なし」と記入した。

「4 不動産の使用料等の支払調書合計表」欄には、昨日の日記で作成した支払調書の合計金額を 記入。

2枚目の複写のほうは控用になっている。

年度と署番号、整理番号を転記して(受付印はいらないなと思い)切り離した。

税務署宛の封筒を用意して、提出用、チェックシート、不動産使用料の法定調書を同封して郵送 した。

2007.01.16 Tue

納付期限の過ぎた特別徴収している住民税の顛末について書いておこう。

結果を先に書くと、銀行で納付することができた。

区役所のホームページで納付について調べていたら、納付期限後1ヶ月以内で銀行であれば納めることができると書いてあった。

ギリギリ1ヶ月以内だったので、近所の銀行へ納めに行った。

納付書と現金を窓口に差し出すと「期限を過ぎているので受付けられません」と言うではないか。

そこで「期限後1ヶ月以内で銀行なら納められるはずだ」と食い下がったら「普通(徴収)分のなら大丈夫なのですが、特別徴収分ですので(その旨を確認した)担当者のお名前を書いていただければ」とのこと。

その場で納付書に書かれた区役所の代表電話番号に電話をしてみたが、繋がらない。

今日は10日のちょうど昼時。いかにも問い合わせが殺到していそうな日時である。

そこでいったん納付書を引き取って出直すことにした。

ちょうど近所で用事があるため、そちらを先に済ませよう。

まだ銀行が閉まるまで3時間あるから何とかなるだろう。午後ギリギリの時間に駆け込まなくて 良かった。

時間を置いたら電話が繋がった。

「特別徴収分の住民税の期限が過ぎてしまったが今日納付したい」と伝えると指定番号という特別徴収者を識別する番号を確認された後「郵便局ではなく銀行などで納めてください」と言われた。

担当部署と担当者名を確認し、納付書の余白にそれを書いて、無事銀行で納めることができた。

もうこんなことはないようにしたいとつくづく思った一件である。

2007.01.17 Wed

1月にやることで確認した3点のうち、「1. 年末調整に関すること」と「2. 償却(固定)資産に関すること」が終わったので「3. 決算に関すること」に取り掛かることに。

去年申告書の送付は不要と届出をしたため手引き等が届いていないので、このブログのリンク集にある「<u>国税庁のパンフレット・手引等</u>」から「<u>確定申告に関する手引き等</u>」をチェック。

「成18年分青色申告の決算の手引き(一般用)」の手順どおりに作業を進めよう。

一つ目の棚卸メモを手元に用意。

次に帳簿の確認。

これは毎月の経費を一覧表にしているので、他の月と比べて増減が多い勘定科目を確認すると、間違いを発見しやすいので良い。

次は決算仕訳といわれる決算のための諸帳簿の整理だ。

やはりこの手引きに書かれた項目を一つ一つ確認しながら、棚卸金額を計算する表や未払金、前払金、減価償却費、各月の仕入れから仕入れ割引を確認できる表をエクセルのシートにまとめた。

記帳制度適用者の決算の手引き(一般用)はこちら

去年送付してくれたチェックシートも掲載してくれれば良いのになぁ。

まぁチェックシートはよくあるパターンの抜粋だから、手引きを見るのが間違いないのだけれど。

(明日につづく)

2007.01.18 Thu

次にこのブログの月別表示で去年の1月をクリックし、日を追ってどのように作業を進めたか確認した。

「<u>平成18年分 確定申告書等作成コーナー</u>」で「ご利用案内」「ご利用できない方」「平成18年 分の機能追加など」を確認。

最後に「平成18年分税制改正のあらまし」も念のため見てみた。

字がたくさんで一瞬うわっと思ったけれど、利用できる制度やお得な特例があるかもしれない ので、太字になっている部分をざっと拾い読み。

去年の確定申告で、その他の控除というのがあって、具体的になんだろうと思っていた項目がなんだかわかった。

面倒だけれど目を通して見るものなだぁ。

ではいざ「青色申告決算書・収支内訳書」をクリック。

再び「ご利用ガイド」が出てきた。

さっきもいくつか確認したけれど、念のため開いて読んでみることに。

おお、やはり読んでみるものだな。

さっきあった「ご利用できない方」のところには、肝心の「以外」が太字になっているし、この 作成書コーナーが使えない特例の例が出ていなかったが、今回は書いてあるし。

そのほかの項目も一通り読んでみた。

去年よりずいぶんわかりやすくなっている。

これらを事前に読んでおけば、スムースに操作できそう。

(明日につづく)

2007.01.19 Fri

去年のデータの一部を引継ぎできるとのことなので「決算書・収支内訳書データ読込」をクリック。

読み込むファイルに「ks17.data」と「ss17.data」があるのだが、さてどちらだろう。

「ss17」を選択してみたが、読み込めませんというメッセージが。

次に「ks17」のほうを読み込んでみたら、次の画面に遷移した。

「ks」が決算書という意味だったのかな。

「上記項目の読込」を押して次画面の「決算書(一般用)」をクリック。

損益計算書が出てきた。

まず期間を入力。

今年は2期目なので、1月1日から12月31日だな(昨年は1期目で年度の途中である開業日から12月31日にした)。

ブログ内検索で「決算」を入力し去年の記事を参考にしながら、それぞれの勘定科目を入力だ。

まずは売上と仕入。

売上は試算表を基にした推移表があるし、仕入は先日表を用意しておいたので、コピー&ペーストするだけなので、楽々。

雑収入欄には受取利息を入力して「入力終了(次へ)」をクリック。

ここでサクサク進めたいのを我慢して去年の経験を活かし、着実に一項目ずつ間違いがないかど うか確認するため、売上と仕入れそれぞれの合計金額が合っているかチェック。

合っていれば貼り付け間違いがないということだ。

次は期首商品棚卸高と期末商品棚卸高を入力。

これも帳簿の売上原価と差引原価欄が合っているか確認。

参考手引き:

平成18年分収支内訳書(一般用)の書き方

平成18年分青色申告決算書(一般用)の書き方

(明日につづく)

2007.01.20 Sat

次は経費。

転記もれがないように帳簿に入力されている順に入力。

まずは「給料賃金」をクリック。

氏名や年齢も入力することになっている。

給与台帳と源泉徴収票を見ながら入力するのだが、この従事月数というのは、18年度内でということだよなぁ。

画面右上の「よくある質問」から見てみたけれど、見つからず。

勤続月数を聞かれているの?と一瞬思ってしまったのである。

でもそんなはずはないよね、損益計算書の期間が18年度なんだからそれで大丈夫だよな。

「入力終了(次へ)」をクリックしたら「賞与が未入力です」というメッセージが。

「0」もちゃんと入力しなければいけないのか。

合計金額を確認すると、帳簿と3万円ちょっと合わない。

原因を調べてみると3つもあった。

- 一つ目は1月に還付した年末調整の源泉税の仕訳間違い。
- 二つ目は従業員の交通費が給与に含まれていたこと。

三つ目はある月の預り金の仕訳がまるっきり逆になっていたのにまったく気がつかなかったのである。

かなり疲れる作業だった。

次の年末調整は、12月中に調整したほうが楽なのかもしれないなぁ。

さて、給与欄の合計が合ったところで、続きの勘定科目である。

12月の残高試算表の数字を帳簿の順番どおりにペタペタ貼っていくだけの気楽な作業だ。

(明日につづく)

2007.01.21 Sun

次は地代家賃。

去年のデータを読み込んでいるので、支払先の住所、氏名、賃貸物件名は入力済みだった。

今年は去年と違い保証金などは払っていないので「賃」と「必要経費算入額」の欄に12ヶ月分の数字を入れるだけ。

次は減価償却である。

去年と同様「減価償却費の計算がお済みの方用」を使って別紙添付はせず、この画面にひとつずつ入力していくことにした。

まずは20万円以上30万円未満の特例が適用できる備品の減価償却。

白くなっている部分だけ入力すれば良いようだ。

1減価償却資産の種類等は、「中小企業者の特例対象資産」を選択。

2減価償却資産の名称、4取得年月、5取得価額を「<u>固定資産(減価償却)管理</u>」にあるソフトの一覧表から転記。

摘要欄は、「中小企業者の特例対象資産」を選択しているため「措法28の2」が自動編集されるとのことで何も入力しなかった。

次に「もう一件入力する」をクリックして、同ソフトで管理している建物付属設備の減価償却。

1減価償却資産の種類等は、「建物・車両等(定率法)」を選択。

2以下はソフトの減価償却の計算シートから転記するだけ。

次は設立開業費。

1減価償却資産の種類等は、「繰延資産」を選択し同シートから詳細を転記。

入力画面の下のほうにある「減価償却資産の内訳」とソフトの内容が合っているか確認。

あれ?開業費が合わない。

定額法、5年償却、償却率は0.2で合ってるのになぁ…。

あ!わかった!残存割合を0に修正するの忘れてたんだ。開業費は均等割りだったけ。

ということで、固定資産管理ソフトのほうを修正してOK,と。 (明日につづく)

2007.01.22 Mon

次に続きの勘定科目を入力して、経費の合計と帳簿の販売管理費の合計が合っていることを確認。

損益が合わないなぁと思ったら「利子割引料」の入力がもれていた。

公庫の利子だけなので、クリックした後の画面にある「金融機関分の利子割引料の合計」欄に数字を入力。

これで帳簿の当期未処分利益と「青色申告特別控除前の所得金額」が合致したので、「入力終了(次へ)」をクリック。

すると帳票選択画面に戻ってきた。

あ、「入力データを保存する」でデスクトップにデータを保存しておこう。

データ保存が終わり、戻ってきた画面で「入力終了(次へ)」をクリックすると「青色申告特別 控除」に遷移した。

「65万円」「作成する」を選択して「入力終了(次へ)」を押すと「貸借対照表(一般用)」になった。

まずは期末の数字を帳簿の順番にコピー&ペーストしていく。

あれ?立替金勘定なんて使ってたっけ?

帳簿を確認すると、4月に雇用保険の被保険者負担分との記載が。

去年4月の日記を読み返してみると、雇用保険支払時の仕訳の記事があった。

これによると立替金勘定はこのまま繰り越して、今年の労働保険の確定申告時に預り金勘定と相殺すれば良いようだ。

残りの数字をペタペタと貼り付けて、貸借対照表の完成して「入力終了(次へ)」だ。

参考手引き; 青色申告者のための貸借対照表作成の手引き

(明日につづく)

2007.01.23 Tue

次は「所得金額の確認」、そして「住所・氏名等の入力」。

去年入力済みのデータが表示されている。変更はないのでこのまま。

提出年月日は提出するときに入力するため空欄のままにした。

去年未払金勘定のもれが見つかったため修正が発生し、当初予定していた提出日を過ぎたという 経緯がある。

帳簿を繰り越してしばらく経ってみるとわかることもあるので、先走って提出日を入れないほうが良いと思ったしだい。

ということで、このまま「入力終了(次へ)」。

次は「提出方法選択」で「決算書・収支内訳書等を印刷して税務署に提出する。」にチェックをして「入力終了(次へ)」をクリックすると「決算書・収支内訳書の印刷」画面に移る。

しかし、先も書いたように修正があるかもしれないので印刷はせず、データ保存だけして「印刷 完了(次へ)」をクリック。

「作成後の確認事項」が表示されるが、この確認は印刷した後の提出直前で良いだろうと思う。 利用ガイドのところで一度は読んだ部分だし。

「次へ」をクリックすると「ご利用ありがとうございました」の画面になる。

印刷の画面でデータ保存していたので「終了」を押して青色決算書・収支内訳書の作成はひと段落ついたわけだ。

次は「所得税の確定申告書」の作成である。

2007.01.24 Wed

「所得税の確定申告書」の作成の前に、本当なら帳簿を繰り越して決算仕訳に間違いがないかどうか確認したほうが良いのだが、今年はどれくらい所得税を納めなければいけないか気になるので、確定申告書を作成することにした。

「平成18年分 確定申告書等作成コーナー」にある「所得税の確定申告書」をクリック。

まずは「ご利用ガイド」の確認だ。

利用できない立場にないかどうか確認したり、入力に必要な書類をもれなく用意したり、また、 これを読むことで利用できる控除が見つかるかもしれないのである。

さて、昨年も青色決算書同様このコーナーを使ったので、引継ぎできるデータがある。

よって「確定申告書データ読込」をクリックした。

店のファイルが保存しているフォルダから「ss17.data」を選択して読み込んだ。

確認画面がいくつか表示された後、「申告書B(所得・所得控除等入力)」が表示された。

オレンジ色の「?」が目立つ。

各項目に対するよくある質問にリンクしているようだ。

疑問がある項目はもちろんのこと、もしかしたら関係あるかもという項目もクリックして確認してみると良いかもしれない。

参考手引き: 所得税の確定申告の手引き(確定申告書 ~ B~)

(明日へつづく)

2007.02.01 Thu

去年はどういう手順で作成したか、このブログの「月別表示」で昨年の1月をクリックした後「 最近の記事」から「確定申告書」というタイトルを探して日付を確認。

1月24日以降を読めば良いようだ。

ではいざ「収入金額等・事業」をクリック。

次画面で入力するのだが、しまった、まだ提出しないからと青色決算書を印刷していなかった。 いくらだったっけ?

せめてPDFでデスクトップにでも保存しておけば良かったなぁ。

ま、仕方がないので帳簿を開いて売上を調べて「営業等・収入金額」欄に入力し、「所得金額」欄には「当期未処分利益-65万」の金額を入力した。

今年は当然のことながら事業所得のみなので「入力終了(次へ)」をクリック。

今年は控除できるものが、損害保険料控除くらいしかない。

というのも、まだ夫は私の扶養家族になっているので、社会保険の類は一切自分で払っていない のだ。

今年も念のため「投資・リース税額控除」がないかどうか確認してみた。

項目だけではわからないので、<u>タックスアンサー</u>で調べてみるも、法人を対象にしたものや購入 金額がうちには大きすぎて、やはり該当せず。残念。

「青色申告特別控除額」に65万円と入力し、とりあえず今年納める所得税がわかったので「入力データを保存する」をクリックして今日は終わりにした。

2007.02.02 Fri

今年度から消費税課税事業者になるため、それに対応できる新しい会計ソフトを使うことになった。

今日は<u>12月の日記</u>に書いた無料会計ソフトをダウンロードしてみようと思ったのだが、結果から先に書くとこれは失敗に終わった。

失敗も痛手だったが、何とか使えるように試行錯誤した時間がかなりの疲労感を与え、久々に精神的ダメージの多い作業だった。

第一のつまづきは、「はじめに必読」を再度読まなかったこと。

ソフトをダウンロードする際、データを「保存」せず「開く」を選択しなければならないのに、 つい普段の癖で「保存」を選択してしまい、自動解凍できなかったのだ。

あ、そういえば…と思ったときにはすでに遅かった。

「手動でのインストール方法」や「Q&A質問集」を何度も読み返し、表示されたエラーメッセージと同じ対応方法のところを読んで作業してみるがうまくいかない。

コンピュータ名が英字であることは確認済みだが、念のためもう一度見てみるも、やはり英字であるのでこれは関係なさそう。

具体的に何がどう駄目かというと、会計ソフトは開くようになったのだが、入力したデータが保存されないのである。

初回用と2回目用と間違ったのかと思ったがそうではなかった。

2回目用のほうをクリックした形跡はなかったのである(リンクの色でわかる)。

(明日につづく)

2007.02.03 Sat

「アンインストール方法」のとおりにシステムの復元まで試した後、改めて正しい手順、今度は「開く」を選ぶも、同じエラーメッセージが出てインストールできなかった。

ここで諦めるなり気がつけばよかったのであるが、熱くなってしまったのだろう。

どっぷり首まではまり込んでしまい、この作業に休日を丸々費やしてしまった。

「保存」を選んでも「開く」を選んでも同じメッセージということは、駄目な可能性が高い、つまり、このソフトとは相性の悪いパソコンであるということが、今になればわかるのであるが。

でもそれだけこのソフトが、青色申告が前提になっていて、消費税対応、データがエクセルにも変換できる、月別推移も確認できると、望みどおりだったから執着してしまったんだろうな。

極めつけは「無料」だし。

さて、諦めずに何をしたかというと、パソコンを初期化することにしたのである。

初期化しても、<u>10月に試したソフト</u>があるので、簡単に快調な状態のときに戻せるように準備していたからという気安さがあるからだ。

さて、初期化してから件のソフトをダウンロードし「開く」を選択すると、自動的にインストールされた。

ああ、始めからちゃんと「開く」を選んでいれば、これほど簡単だったのかと思わずにはいられず、逆に疲労感が襲った。

(明日につづく)

2007.02.04 Sun

今度は説明書通りにスタート→プログラムのところにショートカットができた。

ここからクリックすると、会計ソフトが開き、使用上の注意が書かれた画面が表示された。

難なくできたという安堵感と疲労から、この後、設定などは一切せず、普段通りの状態に戻す作業に移ってしまった。

キレイになったところで再度ダウンロードし、ちゃんと「開く」を選択するも、エラーメッセージが出て自動解凍されない。

やはりパソコンの設定自体に問題があったのだろうか。セキュリティソフトの設定に問題が?

ま、それはさておき、手動でソフトを使ってみると、また初期化する前と同じ現象が現れた。

入力した内容が保存されないのである。

また、勘定科目の設定画面もおかしくて、コード欄のところに科目名が入ってしまったり、勘定 科目を入力できないコードがあったりするのだ。

一覧のほうにあるコードが、入力フォームにはなかったり。

なにかバグなのかと思い、「サポート掲示板」を見てみるも、そんな書き込みはひとつもなく、 ソフトは順調に動いているようだ。

ここへきてようやく、このパソコン(の設定)とは相性が悪いのだと諦めがついたのである。

しかしそれにしても、これまでかかった時間や何でできないの?という意地でかなりのダメージを受けた一件であった。

2007.02.05 Mon

当てにしていた会計ソフトが使えないということがわかり、改めてソフトを探すことになった。

安価で消費税に対応していることが条件である。

無料のものは見つけることができなかった。

いや、あるにはあったが、簡易課税対応のものだったので、今回の条件には合致しなかったので ある。残念。

消費税を自動計算してくれるのが第一の条件。

領収書は大概税込み金額だし、たとえ税抜き金額と消費税が表示された領収証であっても、いちいち消費税分の仕訳を入力するのでは現実的ではない。

となると税込み金額を入力すれば、自動的に消費税の仕訳もしてくれるものでなくてはならない のだ。

税抜き処理にしたほうが、税制判断時に何かと有利なのだから。

しかしそれにしても、消費税対応となっているのは、パッケージソフトばかりだな。

探し方が悪いのだろうか。

そんななか、これだと見つけたのが「会計すみれ」である。

シェアウェアだが、消費税(本則課税)の自動計算にも対応していて1,000円。

当然青色申告の65万円控除になる複式簿記対応である。

使い勝手は今までよりちょっと不便そうで慣れが必要だが、これはお得な会計ソフトだと思う。 2007.02.06 Tue 新しい会計ソフトを使う前に、改めて国税庁が出している<u>帳簿の記帳のしかた(事業所得者用</u>)を確認してみた。

この手引きは、手書きで帳簿をつける小規模事業者である個人事業主を対象にしているようで、 前半は簡易帳簿についてのことだが、初心に帰って学びなおすのには良い材料だと思う。

また、青色申告制度の概要も書かれているので、再度読み返してみた。

青色申告書を提出する前に読んだことはあったが、忘れていたこともあった。

たとえば純損失の繰り戻し。

翌年以降3年にわたって赤字分を繰り越すことができるのは覚えていたが、前年に青色申告をしている場合には、赤字分を繰り戻して還付が受けられるというのだ。

まぁ、赤字は出したくないけれども。

もうひとつ得られた情報は、租税公課という勘定科目の使い方。

印紙や固定資産税など税金のための勘定科目だと思ったら、組合などの会費も租税公課で仕訳して良いことを知った。

今までは諸会費という勘定科目を使っていたが、使う科目を減らすのにちょうど良いかもしれない。

別科目で管理しなければならないほどの金額を払っているわけではないので。

2007.02.07 Wed

先日ダウンロードした消費税対応のソフトをインストールして使ってみることに。

まずは、表示されたメニュー画面右下にある「説明書」をクリック。

「はじめに」のページは、ウェブサイトで確認したとおりである。

今一度このソフトで何ができるのか、何が必要なのかを確認。

気になった部分を記しておこう。

まず、インストール、アンインストールが書かれている部分は、今後使っていく上で不具合が発生したときに重要であるから、再度読み返してみた。

バージョンアップする際の注意事項もここに書かれている。これも大切だな。

このソフトの前に使おうと思っていた会計ソフトのインストールで、この手の確認を怠ったため散々な目にあったので、注意を払いたいところである。

次に複合仕訳はできないということ。

これは今までのソフトもそうだったので、まったく問題なし。

次は消費税について。

仕入、経費、売上の勘定科目を使うときは、設定が正しくなされ、入力の際の注意事項を厳守すれば(数字を入力したらエンターキーを押す)仮払消費税、仮受消費税を自動計算してくれる。

ただしそれ以外の勘定科目のもの、たとえば備品を買った場合には、消費税の自動計算はされないため「仮払消費税2」を使って自分で仕訳入力する必要があるということだな。

(明日へつづく)

2007.02.08 Thu

次に「各処理の説明」である。

「はじめに」にあったとおり、各種設定の項目を確認しながら、設定をしてみよう。

ではまず「基本情報の設定」から。

会計期間は、個人事業主のため2007年01月01日から2007年12月31日。

会社名欄は、屋号と氏名を入力し、とりあえず「登録」ボタンをクリック。

納品書や請求書などもこのソフトで作るなら、郵便番号以下の項目も入力する必要があるようだ。

今気がついたのだが、1,000円払うだけで納品書や請求書までも作れてしまうなんて、益々お得である。

残念ながらうちでは活用できない機能だけれど。

さて、この画面を閉じると、メニュー画面の左下に先ほど入力した屋号と氏名が表示された。

次は「繰越金額の設定」だ。

先日確定申告書コーナーで作った貸借対照表のPDFを見ながら入力した。

ん?なんだかおかしいぞ。事業主貸・借勘定を次年度に繰り越すのは間違いであるはず。

このまま青色申告の貸借対照表を写しては駄目なのだ。

前年度の帳簿残高を見るのが正しいやりかたなのだから。

あ、そうか。元入金の決算仕訳を忘れていたんだ。

去年まで使っていたソフトを開き、最終日で決算仕訳をしなければ。

(明日へつづく)

2007.02.09 Fri

事業主勘定の決算仕訳は以下のとおり。それぞれの勘定科目残高を消しこむ仕訳になる。

元入金 ×× / 事業主貸 ××

事業主借 xx / 元入金 xx

利益処分 ×× / 元入金 ×× にして、摘要は青色申告控除前にした。

残高試算表で、事業主貸、事業主借と当期未処分勘定がOになっているのを確認して、元入金勘 定残高の金額を「会計すみれ」の元入金勘定に入力。

貸借の差が0になったので「繰越金勘定の設定」は完了である。

次は「補助科目の設定」。

去年使っていたソフトの補助元帳を開いて転記。

普通預金と買掛金がいくつかあるだけなので、楽である。

次は「勘定科目の設定」。

青色決算コーナーで作った貸借対照表と損益計算書に金額が入っている勘定科目を残して、使わないであろう勘定科目は消すことにした。

これでこのソフトを使うとき、ドロップダウンした勘定科目に余計な項目が表示されることがなくなるだろう。

ただし、この設定画面の下のほうにある売掛金などの勘定科目については触らないよう厳重に注意してのことだが。

また、経費は、青色決算書に書かれた勘定科目の順番に設定することにした。

「税区分」は<u>消費税パーフェクトガイド.com</u>さんの「消費税の課否判定と仕訳 《勘定科目別索引》」で確認しながら設定。

同じ勘定科目を使う場合でも、実際の取引の内容によって課税になったり非(不)課税になったりする。

その場合は「対象外」にしておいて、課税取引があった場合に「仮払消費税2」を使えば良いのだろう。

もしくは、課税と設定しておいてから、伝票上で任意に操作するかである。

というのも、たとえ勘定科目設定で課税と設定し、一律の消費税が自動計算されても、数字を修正した後エンターキーを押さなければ、どんな本体価格でも消費税額でも入力されてしまう仕組みなのである。

この部分、ソフト制作者の意図するとおりに正しく操作しないと、正しい数字にならない場合が あるというのが要注意な部分なのだ。

(明日へつづく)

2007.02.10 Sat

念のため自分が使う勘定科目を一通り確認してみたら、有利な情報が得られた。

その一例が期首商品棚卸高だ。

うちは、今年度から課税事業者になるのだが、免税事業者時代である前年に仕入れた商品のうち、今年度に繰り越された在庫の消費税相当分を仮払消費税として計上できるということ。

在庫を多く持つ商売ではないのでそれほどの金額にはならないけれど、支払ったとできる消費税が増えるのはありがたいことである。

また、ごみ処理券は課税取引ということを知った。これは早速発生しそうな取引である。

国への手数料なので非課税かと思ったら、そうではなかったのだ。

ほとんどの経費は「内税」に設定した。

これで税込み金額を入力してエンターキーを押せば、自動的に税抜き金額と消費税を算出して入力してくれるわけだ。

各種設定が終わったところで、バックアップを取ろう。

ヘルプに記載されているとおり、まずエクスプローラを開いて、このソフトが保存されているフォルダ内に新規フォルダを作成。

フォルダ名は屋号と年度を組み合わせた名前にした。

メニューにある「データのバックアップ」をクリックし、先ほど作成したフォルダをダブルクリックしてから「実行」。

確認メッセージが出た後保存された。

その他の帳票ヘルプは後で確認するとして、「終わりに」を確認した。

(明日へつづく)

2007.02.11 Sun

では、決算後の再振替えの仕訳から始めようか。

「振替伝票」のヘルプを一通り読んで入力の際注意すべき点を確認。

メニューから「振替伝票」をクリック。

日付を1月1日に直して、昨年まで使っていた会計ソフトの12月仕訳帳にある決算仕訳の中から、再振替えする科目を入力する。

まずは、期末商品棚卸高を期首商品棚卸高として仕訳入力。

先日の日記にあるとおり、消費税を計上できるので、税抜き金額と消費税を電卓で計算。

仕訳は、

期首商品棚卸高 xx / 商品 xx 仮払消費税2 xx / 商品 xx

摘要はそれぞれ、前期繰越分と期首商品棚卸分と入力しておいた。

これで商品勘定は〇になったはず。

続いて家賃の再振替。

地代家賃 xx / 前払金 xx

摘要は再振替えにするも、消費税が入力されない。

事務所の家賃は課税対象なのに、どうやら設定をしていなかったようだ。

いったんこれで「登録」しておいて「振替伝票」を閉じ、「勘定科目の設定」を開く。

でもちゃんと「内税」で設定されていた。

もう一度「振替伝票」を開き、伝票番号の1を呼び出す。

地代家賃の金額にカーソルを合わせてエンターキーを押したら消費税抜きの金額になり、その下 の消費税欄に消費税が表示された。

どうやらさっきはちゃんとエンターキーを押さずに、勘定科目項目へ移ってしまっただけようだ。

「登録」をクリックすると「修正しました」のメッセージが出た。

(明日へつづく)

2007.02.12 Mon

メニューから「貸借対照表」と「損益計算書」を開いて、今の仕訳が正しかったかどうか確認。

というのも、めったにやらない仕訳は借方貸方を逆に処理してしまうことがあるので危険なのだ 。

去年もこの確認を怠ったせいで、数ヵ月後おかしな残高になっていることを発見して、時間をとられた経験がある。

残りの再振替は未払金だけで通信費の引き落とし分のため、普通預金の入力から始めることに した。

普通預金の仕訳一発目は、件の通信費であった。

未払金 ×× / 普通預金 ××で、摘要は通信費再振替と入力。

あ、さっき家賃の消費税が自動計算されない訳がわかった。

このソフト、日付を訂正した後カーソルが借方の金額欄に移動するのだが、先に金額を入れても 駄目なのだ。

勘定科目を入力してから金額を入れてエンターキーを押さないと、消費税が自動入力されないのである。

また、前のソフトが自動的に保存される仕組みだったので「登録」を押すのをつい忘れてしまう 。

伝票を閉じる場合は、「登録」ボタンをちゃんと押して、中身がクリアになった状態にしてからでないと、せっかく入力した仕訳が消えてしまうのだ。

(明日へつづく)

2007.02.13 Tue

しばらくは慎重に操作しないとな。

今も貸借対照表を確認しようとしていきなり閉じるを押してしまったのだ。

登録されていないのだから未払金勘定が0になっていなくて、仕訳を保存していなかったのに気がついた次第である。

一度入力した伝票を再び開いた場合は、修正したしないにかかわらず、登録ボタンを押す必要が ある。

それから補助科目を設定している場合、補助科目があることを示唆してくれないので、確実に入力しないと補助元帳の残高が合わなくなりそう。

補助科目を設定したのは、普通預金と買掛金のみ。

普通預金はいまだに1つの口座しかないため本来なら補助科目は不必要であるが、いずれ納税用 積み立て口座などを作ることを考えて、補助科目を使うことにした。

買掛金はいくつかの仕入先とおしぼりなどをレンタルしている会社。

登録した順番、つまり、補助科目番号は、去年まで使っていた会計ソフトの順番どおりにした ため、頭に入っているから楽に入力できる。

慣れるまでは仕訳日記帳や補助残高一覧をまめに確認しないと、思ったのとは違う金額で入力されてしまうことになりそう。

振替伝票を使って入力する際、借方に課税対象の勘定科目がきたり、普通預金、買掛金勘定を入力する場合は、かなり意識して操作しなければならない。

ちなみに、音読しながら入力すると効果があるように思う。 2007.02.14 Wed 1月の収支を確認することにした。

今年から使い始めた<u>会計ソフト「すみれ」</u>でも、もちろん残高試算表が確認できる。

しかしこれを店主である夫に見せたところで、ピンとこないことだろう。

帳簿上の数字と経営する立場の人間、現場で働く人間が知りたい数字とは異なるからだ。

特に今月は期首のため、期首商品棚卸高や家賃が2ヶ月分計上されていて、赤字になっている。

このあたりの説明をしなくてすむように、夫が掴みたい数字がパッとわかる表に直さなければな らないのである。

また、利益率や原価率、これとそれの勘定科目を足した金額やそれの売上に対する割合、なんてものもが店主の関心事。

残高試算表はその元データ、つまり素材に過ぎず、こちらで料理して提供する必要があるのだ。

それらの数字に付け加え、その残高試算表月の営業日数や来客数、そこから算出される一日辺りの平均来客数や平均売上も大いに気になる部分である。

また、月別比較が簡単にできるのも後々必要になってくる。

そのためにはどうしても表計算形式にしておく必要があるのだ。

その辺りを満たすには、やはりエクセルファイルに変換したほうが何かと便利。

しかしこのソフトは残念ながら、前に使っていたソフトと違い、CSVにする機能がない。

よって手動で作成しなければならないのである。

(明日へつづく)

2007.02.18 Sun

<u>会計ソフト「すみれ」</u>はテキスト形式でデータを持っているので、それをエクセルで開けるよう にすれば良い。

では、その手順。

まず、「残高試算表」をクリックして1月度を表示させる。

表示された中身部分を全選択して、デスクトップなどに新規作成したテキストファイルにコピー &ペーストして保存する。

次にエクセルを開き、「ファイル」→「開く」→「先ほど保存したファイル」→「開く」の手順を進めると「 $\frac{1}{2}$ を進めると「 $\frac{1}{2}$ で表示される。

元データの形式は、「カンマやタブなどの区切り文字によって...」を選択して「次へ」。

次画面にある区切り文字は、「タブ」と「スペース」にチェックを入れると自動的に「連続した 区切り文字は…」にもチェックが入る。

これはこのままにして「完了」。

するとエクセルシートになった残高試算表が表示される。

よく見ると「勘定科目、前月繰越、当月借方…」の行がひとマス左にずれているので、これを修正すると良いだろう。

さて、これだけでは意味がない。

これを元に利益や原価率が把握できる計算式を入力することにしよう。

夫が知りたいのは、再振替をした1ヶ月分の家賃と期首商品棚卸分を除いた利益と利益率、それから原価率と納めるべき消費税の金額だ。

(明日へつづく)

ということで、利益率や原価率を簡単に確認できるシートを作ってみた。

もし1月分で未入力や誤入力の伝票などがあったら、再度この手順でファイルを作り、このシートのDからG列にコピー&ペーストすれば良いかと思う。

でも、いままでワンクリックだったのに比べるとちょっと面倒だから、これまでよりもこの手の 確認が減るかもしれない。

さて、今月の利益率は、去年より良くなって17.8%。

開業半年後と1年半後の差が現れたといってよいだろう。

営業日数は去年と同じだが、来客数が増えているおかげで1日辺りの平均売上もアップしている。

そういえば夫も、お客さんの絶対数が増えた感触があると言っていたし。

ありがたいことである。

原価率は33.2%でこちらは去年と似たような数字。

期首商品棚卸高は足していないにもかかわらず、1月が最も原価率が高くなるのはなぜなんだろう。

一般管理費については、今年から税抜き会計になったのだが、それでも去年より多い。

おそらく接待交際費が増えた分と思われる。

この1年で同業者との付き合いというか、お互いの店の行き来が増えたのかもしれないなと思う。

それから、一般管理費が多い理由がもうひとつあった。

今まで月払いにしていたUSENの支払いを1月に1年分支払うことにしたのだ。

これが結構うちにとっては大きい数字である。

2007.02.20 Tue

夫が通勤で使っていたバイクを知り合いに譲ることになった。250CCのバイクである。

自分で廃車手続きなどしなければならないなら、近所のバイク屋か何かに売ろうかと迷っているらしいが。

でも、委任状などちゃんと用意すれば自分で行く必要はないはずなので、手続きを確認してあげることにした。

手続きの流れと必要書類で参考になったのは「バイク・原付手続き情報局」。

自賠責保険がそろそろ切れるし、軽自動車税の請求が来るといやなので、相手にはすぐに手続き してもらいたい状況。

よって手続きに行く気になってもらえるように、書類をちゃんと用意してできる限りのことをしようと思う。

まずは先のサイトを印刷。

すぐに用意できたのは、「軽自動車届済証」と「自賠責保険証明書」。

「譲渡証明」がいる場合があるらしい。

ということで、登録に行ってもらう<u>運輸支局のサイト</u>に行って「譲渡証明書」と「委任状」をダウンロードして書いて渡すことにした。

それからこの支局の地図も印刷して、窓口の時間や月末は混むこと、3月は年度末でさらに混む と強調してすぐに行ってもらうように工夫した。

行ったはいいけど、手続きできなかったってことになって、先延ばしにされたら嫌だからな。

2007.02.21 Wed

先日の日記にあるとおり、知り合いに250CCのバイクを譲渡した。

すぐに手続きに行ってくれたようで、「軽自動車届出書(報告書)」と相手に渡してあった「自動車損害賠償責任保険証明書」を夫が受け取ってきた。

ということは、無事に手続きができたってことだ。ほっと一安心である。

「軽自動車届出書(報告書)」には黄色い紙がついていて、この届出書を旧所有者欄に記載されている住所の「市区町村・軽自動車税係」に郵送するか持参してくださいと書いてある。

軽自動車税を止める手続きは自己申告制なので、これをしないと引き続き課税されるとのこと。

自動車税は4月1日現在の所有者に課税されるので、行き違いを防ぐためにもすぐに郵送しなければ。

だから陸運支局・自動車検査事務所は3月が激混みするんだろうなぁ。

誰だって税金かかるのは嫌だからな。

さて、陸運支局で手続きをして所有者が変われば自動的に請求が来ないと思っていたのだが、違ったということか。

ということで、黄色い紙の部分に「納税義務者が変更になりました」と書いて郵送することに した。

このバイク、実は何ヶ月も乗っていなかったので、やろうと思えばもっと早くに譲ってあげるこ とができたバイクである。

今月自賠責が切れるとわかってようやく本腰をいれて動いたのだ。

何かきっかけがないとこういうことってできないものなんだなぁと実感。

2007.02.25 Sun

気がついたら3月。

毎日が過ぎる速さを考えると、確定申告書の提出期限である3月15日までもうすぐといっても 過言ではないだろう。

ということで、寝かしておいた確定申告の作業を再開しよう。

帳簿を年度更新した後、日々帳簿をつけていて、特段仕訳や残高の間違いが発見されなくなっているので、もう大丈夫かなということで。

いや、むしろちょっと遅いかも。

念のため、去年の帳簿を確認しつつ印刷して、間違いがないかもう一度確かめることにした。

まずは総勘定元帳の印刷から。去年は会計ソフトの印刷ボタンを押して、それぞれの勘定科目を 月毎に印刷したので、かなりの厚さになった。

月に数仕訳しかない科目の場合、用紙のほとんどが白紙であり、紙ばかり増えてかさばるのだ。

だから今年はかなり面倒だけど、エクセルにエクスポートしたのを勘定科目ごとに1つのシートにまとめて印刷することにした。

手間は何十倍もかかるが、印刷枚数は何十分の一。

仕訳帳や現金勘定などの仕訳数の多い元帳は、ソフトの印刷機能で印刷した。

でももうやりたくない作業だなと思った。

今年から使い始めたソフトはどういう風に印刷されるのだろう。

元帳の表示を何月から何月と指定できるので、大丈夫だとは思うけれど。

来年は、2月中旬頃には帳簿の印刷作業をやりたいなと思った。

2007.03.06 Tue

損害保険料控除の金額を今まで気にしたことはなかったけれど、ずいぶん控除される金額が少ないものだと驚いた。

損害保険料控除とは、火災保険や傷害保険などの損害保険契約で支払った保険料に対して所定の 計算式で算出され、長期と短期それぞれ別の計算式がある。

今回うちが払っているのは、2年契約の火災保険のため短期にあたる。

この短期の損害保険料控除の計算元になる、つまりその年度に支払った合計保険料が4,000円を超えると控除額は3,000円。

複数の契約があったり、ひとつの契約で高額の損害保険料を払っていても、短期なら3,000円しか控除されないのだ。

まぁ、来年からは、地震保険だけが控除の対象になる訳だからないよりマシと思わなければならないのかもしれないが。

ちなみに、長期損害保険料は、保険期間が10年以上で満期返戻金が支払われる保険のこと。

詳しくは「<u>タックスアンサー損害保険料控除</u>」参照。

それからいつも思うことだが、自動車保険も対象になれば良いのになぁと思う。

2007.03.07 Wed

確定申告書を印刷し納税額を見てみると、いまだかつてない金額である。雇われて給料として もらっていた時とは大違いだ。

だから法人にして給与扱いにすれば納める金額は減るはず。

ということで、今年度の収入を給与とした場合、いくらの納税になるか調べてみた。

かなり安くなるけれど、法人にすることにより、税理士に決算書の作成を依頼したり、法人税等の申告をしてもらう費用を忘れてはならない。

トータルしていくらの出費なのかが大事なのだから。

税理士に税務申告を依頼した場合20~30万かかると考えると、かえって出費は増えるという結果だった。

自分で申告できれば良いのだけれど。

でも今ぐらいの収入なら、法人にするメリットは少ないというレベルといえるのかも。

法人にすると登記費用だってかかるし、経理面でいろいろともっとちゃんとやらなければいけないのだろうし。

渡辺会計事務所さんの<u>個人事業の法人成り(法人化)をお手伝い</u>というブログを読んだ。

法人化のメリット、デメリットはもちろんのこと、数値をだして説明しているのでわかりやすい と思った。

やはりまだまだ今年度程度の収入では、デメリットの方が多いということがわかってよかった。

ただ、その法人化した方が良いかどうかのボーダーラインになってから対応するのでは遅い。

そのラインが視野に入ってきたら、再度こちらのブログを確認するなり、知り合いの税理士さん に相談してみようと思った。

2007.03.08 Thu

先日帳簿を印刷し、ざっと確認したところ問題がなかったので<u>先月作成した確定申告書</u>を仕上げて印刷した。

今回、損害保険料の控除証明書を添付するのだが、どれに貼り付けるんだったっけ?

ということで、「<u>確定申告書等作成コーナー</u>」→「所得税の確定申告書」→「作成後の確認事項」をクリックした後にある画面の「2添付書類(確定申告書Bの場合)」を開く。

「申告書第二表の裏面に貼って提出するか又は提出の際に提示します。 (注2)」と書いてあるので、それに貼り付けた。

ここにある(注2)とは、医療費控除を受ける際添付する領収証のことで、税務署では1年しか保存しないとのこと。

領収書の返却を希望する場合は、その旨を記載した書面と切手を貼った返信用封筒を同封するようにと書いてあった。

ちなみに、どこかのブログで、送付した領収証はコピーを取っておいた方が良いと書いてあった。

理由はそれについて問い合わせがあった場合、手元に同じものがあれば慌てないで対応できるからということだったと思う。

(明日へつづく)

2007.03.10 Sat

次に、1月に作成し保存していた青色申告決算書を印刷した。

申告書同様提出日を記入していなかったので、今日の日付を入れた。

それぞれ提出用と控えを分ける。

印刷された内容を改めて確認しつつ、申告書と決算書の所定の場所に押印。

さて、書類を送る封筒を用意しなければ。

これについては、今年は楽だ。

というのも確定申告書を印刷した際、「提出書類等のチェックシート」というのが最後あった。

これの右下の端に提出する税務署の宛先が書かれているので、この部分を切り取って封筒に貼り付ければ良いからだ。

ただし、これが印字されるには、一連の作業であった住所等の入力画面で、申告書を提出する税 務署名を正しく選択していなければいけないのであるが。

あ、このチェックシートの留意事項欄に、控除証明書の貼り付け場所がちゃんと書いてあった。

提出方法や納付方法も書かれていたので、再度読み返した。

申告の受付印だが、今年も大丈夫だろうと思い控えは同封しなかった。

税務署到着後に何かあった場合に「ああ、もらっておけば良かった」と思うことがあるのかもしれないが。

住民税の納付書がちゃんと届けばちゃんと受理されたということがわかるし。

今年は、決算書、申告書合わせて8枚のA4用紙とはがき一枚分の重さになり、定型サイズの封筒に入ったので、90円の切手を貼って送ることができた。

今年度から売上などを集計していた表を変更した。

今まではエクセルで 1 ヶ月 1 シートだったのだが、もう少し長いスパンで数値を把握したい場合に不便だった。

そこで、1シートで1年分の売上、人数、客単価がわかるようなシートにした。

ちなみに去年までは、毎日の支払金額も集計して入力し、売上からそれを引いた差額、つまり、 日々の粗利がわかるようにしていたが、ほとんど必要になったことがなかったので、売上に絞り 込むことにしたのだ。

それが<u>こちら</u>。

A列に日付、B列に曜日、C列に売上、人数、客単価(テーブル単価)、D列にその日の各項目の合計または平均。

E列以降に1伝票(1組)の売上、人数を入力するという、なんとまぁ素朴な作りである。

さて、気になるのが週当たりの売上や人数の平均だろう。

そこで「オートフィルタ」という機能を使って随時確認できるようにした。

まずはC列にある確認したい項目を選択し、余計な列を非表示に。

するとAA列にその週の合計、AC列にその週の平均が表示されるように設定した。

ちなみに店が月曜定休のため、火曜日から日曜日がワンスパンで、日曜日の行に計算式が入っている仕組みである。

それから、A列の日付欄にその日の特記事項をメモ(コメント入力)している。

貸切だった、広告を出した、台風だったなど簡単に入れておくと、時間が経ってからなぜその日はそんな売上だったのかわかって良い。

蛇足であるが、毎日の伝票をどうやって入力しているか書いておこう。

エンターキーを押すと下のセルに移るように設定している。

たとえば1月8日の売上を入力する場合は、E列の23行目からN列の24行目まで選択した状態で、伝票に書かれた売上、テーブル人数を入力している。

ちなみにセルの移動を変更するには、「ツール」→「オプション」→「編集タブ」の中で方向を変更することができる。

2007.03.12 Mon

先週、いや、もう先々週になるのか、週末とある夕刊紙に店の記事が掲載された。それ以降連日1、2組ほど新聞を見てというお客さんに来ていただいたようだ。

また、その記事は、住所と電話番号が記載されただけで最寄り駅や地図などがなかったためか「今日ではないのですがいずれ行きたいので…」と場所確認の電話もいくつかあったらしい。

そういえば、店名を検索して店のブログにアクセスしてくれたらしき人も増えた週であった。

この調子でジワリジワリとお客さんが増えたらありがたいねと言っていたのだが、先週末は今までにないくらいの来客数があった。

いや、何回かこれくらいの売上や忙しさはあったけれど、その時はまだ4人体制でやっていたので、今の3人体制に比べたらだいぶ楽だったのだと思う。

だから夫も今回ほど疲れきった様子ではなかった気がする。どうやらお客さんにも嫌な思いをさせてしまったようだし。疲れているとまともな考えも行動もできないのだろう。

経営者としてまだまだ未熟だとかなり落ち込んだ様子で、あまり話したがらない。商売だから忙しいのは歓迎しなければならないことだけれど、それも度が過ぎると問題だということ。

忙しいという漢字は、心が亡くなると書くとおりなのである。

(明日へつづく)

2007.03.13 Tue

店側の受け入れ態勢が整っていないときに、メディアに紹介してもらうというのは良くないことだという結論になった。また、それが実感されるのにおよそ1週間というタイムラグがあるということもわかった。

その記事を見てすぐ行くというお客さんは少なくて、想像するに、来週末にでも行ってみようという風に思うようだ。食べ歩きというか、そういうことを趣味としている人は、大抵予定を組んで食べに行っているのであろう。

掲載されてすぐぐらいなら、まだ対応が可能な人数なのである。

また、常連さんに「見たよ」と言ってもらったり、「掲載された記事を切り取って持ってくれば、1杯タダになるんでしょ」なんて冗談を言われて盛り上がったようで、初めは純粋に喜べる状態だった。

まぁ初めての経験で良い勉強になったということか。

記事の大きさや紹介のされ方にもよるのかもしれないけれど、これほどの影響があるとは思っていなかったというのが正直なところ。最近何かを見て食べに行くということがめっきり減ったので、忘れていた感覚なのだ。

またこういう機会に恵まれるかどうかわからないけれど、そのときには用心する必要があるというのが今回の教訓である。

2007.03.14 Wed

先日、いや、もう月が変わってしまったので先月のことになるのか、業務用厨房設備メーカの保 守点検があったらしい。

点検表のお客様控えという用紙を夫から受け取ったので知ったのだが、これを見るのは初めて。

点検回数を見ると4回目と書いてあることから、1年に2度点検をしてくれていることがわかる。

どういう契約だったかなと過去の日記「<u>厨房設備のリース申込み</u>」を読んでみると、冷蔵庫を保守契約付で契約をしていたようだ。

だから出張費・作業費11,000円が無料になっているのだな。

そういえば、現金で購入するかリースにするか、保守契約はどうするかと検討したり、ネットで それぞれのメリット、デメリットを調べたんだっけなぁ。

コストの一部や価値というのは、金額に換算しにくい部分があるので、結構悩んだ記憶がある。

この点検表は4枚あり、それぞれに先の金額が書かれている。

4台のコールドテーブルをリース契約しているから、1回の保守点検につき4台分で44,00 0円ということになるのか、1回来てもらうと11,000円なのかよくわからないけれど。

(明日へつづく)

2007.04.05 Thu

でもたぶん前者なのだろう。

ということは、結構な金額になるな。

時間があったら本体価格とこの保守料を計算してみたいところだ。

夫から冷蔵庫の不調を聞いたことはないけれど、この点検表を見ると、点検した結果、不具合を 解消できたらしきことが書いてあった。

故障になれば使っているほうもわかるのだが、不調、故障の前兆的なことは、やはりメーカに点検してもらうのが一番なのだと実感。

完全に故障という状態になってからだと、場合によっては修理費がかかってしまう場合があるようだから。

保守点検も伊達じゃないのだ。

まぁそのためにお金を払っているのだが。

飲食店において、冷蔵庫に不具合があるのは致命的である。

当然営業に差し支えるであろう。

故障したというストレスやそれを補う労力は相当なものになると想像できる。

普段どおりできないというのは、思っている以上に大変なのだ。

開業前、リース契約をするときに支払総額を確認すると、やはり躊躇してしまうような金額である。

しかし、こうやって実際にトラブルを未然に防げるのであるから、高くはない投資だったといえるのではないだろうか。

数日前、東京労働局からはがきが届いた。

内容は労働保険年度更新申告書の送付遅延についてだ。

そういえばもう4月。

そんな季節になっていたのかという感じ。

さて、なぜ申告書が発送されないのかというと、改正雇用保険法の成立が遅れているためで、成立次第発送されると書いてあった。

ということは、当然申告期限も変わるのだろうな。

でも、4月2日現在まだ成立してないということで、いったいいつ届くのだろう。

ま、今はちょっと忙しいから、こちらとしては遅れているくらいで丁度良かったけれど。

また、年度更新説明会は全て中止とも書いてあった。

送付された説明書でわからなかったら、労働局のサイトで調べれば大丈夫だろうと思う。

去年はどうだったのかと、<u>「労働保険」というキーワードでブログ内検索</u>してみた。

昨年は3月にはがきが届いていて、4月1日以降に申告書が届くので期限内に申告してねという内容だった。

検索結果にリンクを貼っておいて、今年の作業をするときにさっと読み返せるようにしておこう。

今年度は去年と違ってまるまる1年分あるから、ほとんど丸写しで良いはずだから楽だと思う。

2007.04.12 Thu

東京労働局労働保険徴収部から申告書が入っていると思われる封筒が届いた。

<u>先日の日記</u>にも書いたとおり、申告書の発送が遅れ今頃届いたのだが、「申告・納付は4月1日から5月21日まで」と印刷されたままだ。

届いたのが遅れたのだから期限も延びて良いはず。

しかし、それについては触れていずに、発送が遅れたことのお詫びと年度更新の説明会は中止で すという文言のシールが貼ってあるのみ。

中に期限を書いた書類が入っているのかな?と思いつつ、他の郵便物を確認すると、東京労働局労働保険徴収部適用課からもはがきが届いている。

申告期限を知らせる内容だ。

今年度の申告期限はというと、6月11日(月)と書いてある。

納付については書かれていないが、おそらく納付期限も同じでよいのではないかと思う。

それから、新雇用保険率は4月1日から適用と書いてある。

ということは、4月の給料分から変更しなければならないかもしれないので、月末の給料計算を するときは要注意だな。

また、年度更新申告書の受理、相談コーナーは予定通り実施するとのこと。

わからなければ最寄の労働局へ足を運べば良いだろう。

まぁ新規ではないし、去年と同じように郵送する予定だけれど。

2007.04.27 Fri

雇用保険料率が改定された。

4月1日に遡って適用されるため、4月分の給料から<u>新雇用保険料率</u>で給与計算しなければならない。

ちなみに支払が確定した日を基準にするので、18年3月(に締めた)分の給料を4月に払った場合は、旧雇用保険料率が適用されるらしい。

給与計算ソフトの雇用保険料計算欄に入っている数字を1000分の8から1000分の6に変更した(飲食店は一般の事業に当てはまるため)。

料率が下がっているのでわずかながら手取りが増える。

従業員は喜ぶことだろう。

ちなみに事業主負担率も1000分の11.5から1000分の9に下がっている。

ありがたいことだ。

どうして料率が下がったのか理由はわからないけれど。

18年度確定申告分から石綿健康被害の一般拠出金が加算されるが、全事業一律1000分の0.05である。

それを合計しても、来年確定になる労働保険料(労災保険料+雇用保険料)は1000分の4. 45ほど下がる計算だ。

具体的にいくらになるか算出していないけれど、意外に馬鹿にならない数字ではないかと思う。

2007.04.29 Sun

労働(労災+雇用)保険の申告書を作成することにした。

まずはこのブログ内検索で、労働保険を検索。

去年の4月8日からの日記を再読して手順を確認した。

去年も改訂があったり、初めての年度更新で、今回の年度更新とは気をつけなければいけないと ころが若干違うが、一通り読んでみた。

まずは、申告書。

切り離し位置に注意が必要なので、同封されている下敷きを挟み込んで、納付書に字が写らないようにしておこう。

さて、昨年同様「<u>平成19年度 労働保険年度更新 ~ 申告書の書き方~</u>」にある「<u>保険料の計算</u> <u>をする</u>」を開く。

次に、同封されていた「労働保険 年度更新 申告書の書き方」の書かれている労働者の範囲と賃金の範囲をおさらい。

労災保険と雇用保険では、対象範囲が違う場合があるので注意が必要。

次に去年と今年の賃金台帳を用意。

労働保険の年度は4月から翌年3月までが対象になるからだ。

去年と同様エクセルで全員分の総支給額(社会保険等を控除する前の支払総額)と常用労働者の 賃金を月毎に並べた表を作成し、差し引きして臨時労働者の賃金を算出。

それらの値を「平成18年度確定保険料算定基礎賃金集計表」の「労災保険対象労働者数及び賃金」にコピー&ペーストだ。

(明日へつづく)

次は雇用保険の方の計算だ。

?常用労働者と?被保険者の人数・金額は全月同額なので、同画面の「?常用労働者の内容をコピーする」ボタンを押す。

すると「雇用保険対象被保険者数及び賃金」に数字が転記される。

高齢労働者はいないので、このまま下にスクロール。

すると「保存」というボタンがあるではないか。

去年は保存機能がなかったので紙に印刷したのだが、これを押せばCSV形式で保存できるので良いなと思った。

来年年度更新するときの参考になるし、「保存」したデータを「読込み」すれば良いので、作業 を中断することも可能になった訳だ(これが主な目的なのだろう)。

こうやって毎年便利になるのは助かるなぁ。

そして「計算」ボタンを押す。

先のエクセルの表と算出された各賃金の合計が合っていることを確認。

労災保険分・雇用保険分保険料算定基礎賃金は同額ではないので、「それ以外」ボタンを押す。

次画面で「労働保険 概算・確定 保険料申告書」が表示された。

数字が入っていない※欄に数値を入力する必要がある。

「平成18年度算定期間の(ロ)」は、送付された申告書に印字されている数字を入力。

「平成19年度算定期間」の方は、今までと雇用に変わりはない予定なので、上の18年度の数字を そのままコピー。 (明日につづく)

2007.05.11 Fri

次は「?申告済概算保険料額」。申告書に記載された数字を入力。

下にスクロールし、前画面同様「保存」してから「計算」。

全ての欄に数字が入ったので、これを送付された申告書に書き写す。

「22期別納付額のへ」は(二)+(ホ)なのだが、同画面で算出されないので、電卓で計算し記入した。

これ以降の欄は、過去の日記と同封された冊子の「<u>申告書の記入にあたって</u>」を見ながら記入。

申告書部分の2枚目と3枚目を切り離して、事業主控えを去年の申告書の上に閉じ、労働保険関係の書類を入れている封筒で保管することにした。

1枚目の申告書と納付書すべてを金融機関へ持っていけば、申告が完了する。

もし誤って申告書と納付書を切り離してしまった場合は、申告書を労働局か労働基準監督署へ郵送する必要がある。

同封されていた書類;

高年齢者雇用安定法関連のパンフレット、電子申請の案内、石渡(アスベスト)健康被害救済の ための申告納付について、東京労働局移転のお知らせ、19年度版早見表の下敷き

2007.05.12 Sat

数日前、都税事務所から固定資産税(償却資産)納税通知書が届いた。

4月5月は所得税や労働保険の支払があり、なかなか貯金が増えないこともあって、またぁ?と 夫は不満顔。

さて、固定資産税の納税通知書が届くのは今回で2回目である。

今年1月1日現在の固定資産を申告し、都税事務所が所定の償却計算をした結果、今年度の納税額を通知してきたというわけだ。

早速開封して納付する金額を見てみると、かなり少なくなっている気がする。

去年の納付書を取り出して確認すると、年額で32,000円ほど少なくなっていた。

課税標準額が200万ほど償却されたからだ。

ちなみに、固定資産税は課税標準額の1.4%である。

納付は口座振替で4期に分けて引き落としされるようになっているので、来年、また納付書が届くまではあまり意識しなくなるかも。

7月2日、10月1日、12月27日、来年の2月29日にそれぞれ1万数千円引き落とされるのだが。

あ、納付といえば、住民税の特別徴収分の期日が6月11日であった。

従業員から預っているお金だが、メイン口座から分けてプールしていないので、また夫がぶーぶー言いそう。

来月は源泉税半年分の納付があるしなぁ。

4~7月は売上がある割には、通帳の残高が増えない時期なんだと改めて実感。

2007.06.08 Fri

独立開業に関する記録 開業2年目編

http://p.booklog.jp/book/39282

著者:松

著者プロフィール: http://p.booklog.jp/users/matsu99/profile

感想はこちらのコメントへ http://p.booklog.jp/book/39282

ブクログのパブー本棚へ入れる http://booklog.jp/puboo/book/39282

電子書籍プラットフォーム:ブクログのパブー (http://p.booklog.jp/)

運営会社:株式会社paperboy&co.